
令和5年大和町議会9月定例会議会議録

令和5年9月5日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健 康 推 進 課 長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農 林 振 興 課 長	阿 部 晃 君
代 表 監 査 委 員	櫻 井 貴 子 君	商 工 観 光 課 長	浅 野 義 則 君
総 務 課 長 兼 危 機 対 策 室 長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
ま ち づ くり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	上 下 水 道 課 長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	教 育 総 務 課 長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生 涯 学 習 課 長	瀬 戸 正 昭 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕



午前9時57分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

時間前ですが、関係者の皆様がおそろいですので再開させていただいてよろしいでしょうか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番今野信一君及び6番犬飼克子さんを指名します。

日程第2「議案訂正の件（議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例）」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案訂正の件を議題にします。

昨日説明のあった、議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、町長より議案書の一部を訂正したいとの申出がありました。つきましては、会議規則第20条の規定に基づき議会の許可が必要となるため、議案訂正の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。

議会開会に当たりまして、議案訂正ということで許可をいただきました。

今、議長からお話しいただきましたとおり、昨日、条例の改正及び補正予算の議案を説明させていただいたところでございますが、その中で議案第63号におきまして、使用料につきまして、記載の表記の仕方に誤りがあったところございましたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。

なお詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

おはようございます。

昨日説明をさせていただきました議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案の訂正をお願いしたく申出をさせていただきました。

訂正の理由でございますが、新旧対照表の土地の部分のうち、改正前、改正後共に、地表に工作物を設置する場合の使用料と、地下に工作物を設置する場合の使用料の金額が逆になっておりました。

正しくは、下の表にありますとおり、地表に工作物を設置する場合の改正前は150円、改正後は140円で、地下に工作物を設置する場合の改正前は80円、改正後は70円でございます。

以上でございます。

このたびは、このように議案を訂正することになり、大変申し訳ございませんでした。今後、同様のことがないように、確認などに万全を期したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。すみませんでした。

議 長 （高平聡雄君）

以上で提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案訂正の件を承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第63号の訂正の件は承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。局長から説明があります。

午前 9時59分 休憩

午前10時 3分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

日程第 3 「議案第60号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (高平聡雄君)

日程第3、議案第60号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第61号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

議長 (高平聡雄君)

日程第4、議案第61号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第5、議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する 条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第6、議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第64号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第7、議案第64号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

事項別明細書の14ページ、土地購入費29万9,000円とありますが、こちらの説明、もう一度詳細に。何か買ってくださいと言われたから買いましたというように聞こえたので、そのいきさつをもうちょっと丁寧をお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。

7款1項1目土木総務費の16節公有財産購入費、こちらにつきまして、町道下町裏道線でございます、こちらの交差点でございます一部の側溝を借地として利用してございましたが、当時お父様からの申入れで借地ということだったんですが、土地所有者が娘さんに代わったもので、娘さんにも同様に継続をお願いしたんですけれども、娘さんにつきまして借地よりは買収というか、借地は勘弁していただきたいというような申出もございましたので、今回その費用に係る29万9,000円をお願いするものです。

よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

11番 (千坂裕春君)

今、亀谷課長の説明で、この件に関しては理解させていただきましたが、町でもいろいろ借地ということで借りている土地があるんですが、今後そういったもの、貸主のほうから買ってくれと言われた場合、今の案件になる可能性が高いという理解でよろしいんですか。

議 長 (高平聡雄君)

亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

千坂裕春議員の再質問にお答えします。

貸していただいているものは、申出、例えば今回の事例ですと、所有者が別な方に代わったということで、ご意向もちょっと違う場合がございます、または別な第三者になるとまた変わったりしますので、そこについてはやはりそういった申入れについては対応していかなくてはならないと考えてございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

事項別明細書6ページの、吉田コミュニティーセンターの管理費ということで、シルバー人材センターにということでしたが、ちょっと経緯を伺いたいなと思いました。

それからもう1点、無線放送施設管理費の中の落雷ということだったんですが、これって以前議論になって、保険とかそういう対応はなかったのか、それから避雷針はあるはずなんですが、どういう経緯だったのか、2点ほどお尋ねをします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

それでは馬場議員のご質問にお答えをいたします。

吉田コミュニティーセンター、現在2人体制、午前午後ということで、地元の方に会計年度任用職員として勤務をいただいております。ただ休みの際とかの対応を含めまして、周辺の除草を含めまして、シルバー人材センターのほうに一括して委託することによって、休みの対応であったり、その辺の負担が町として少なくなるということで、費用も含めてですが、シルバー人材センターに委託をしたほうが有利になると判断したところでございます。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 (千葉正義君)

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。

こちらの長者館山の放送送信局は、議員がお話しのとおり、現在は保険のほうも入っている状況でございます。原因が説明でも落雷と思われるとお話ししたんですが、いつの大雨の落雷という特定もできない状況でございます。それで毎日ここに通ってるといってもございませぬので、非常時の際に商用電力が中断した際、蓄電池を使ってその機能を復旧するということでございますが、それも蓄電池も空になってしまった場合、この発電機とかが動くという形でしたので、定期的に行っているという

部分でもなかなかできないところでしたので、点検に行った際に充電が全くないという状況が判明しましたので、そういう障害を防ぐために、今回、修繕を行うものでございます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

吉田コミセンについては理解をしました。

今の無線放送施設の説明なんですけど、保険自体はかかっていた、この時点ではという理解でいいのかどうかというのと、あともう1点、今、ちょっと説明いまいचनाと思ったんですけれども、何だろう、たまに行って見えていますけどみたいなお話でしたが、防災無線って肝腎なときに動かないと全く意味をなさないかと思うんですね。そういう意味ではやっぱり無線放送施設ですか、そういう部分では非常に危機管理としてどうなのかという部分がございますので、やっぱりその辺もしっかりしていかなきゃいけないなと思いますけれども、いま1度答弁をいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

それでは馬場議員のご質問にお答えいたします。

保険適用になるかどうか、その辺が先ほどお話ししたとおり、落雷と思われるということで、その適用にならないということも想定しましたので、今回は町費で対応したところでございます。

非常時のための装置ですので、説明はちょっと好ましくなかったと思います。定期的に点検、確認のほうはこれからしていく必要があると思います。そうさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

思われるって、じゃあ保険掛けてる意味なくなっちゃうので、やっぱり何かしら今後、例えば今、携帯とかスマホでもGPSとかでも、ある程度通信というかも見張ることができるようになっていくかと思うんですね。どうしてそっちに頭が行かないかなとちょっと思ったので、今後そういう、要は行かなくても常時点検ができるような状態にしておくのが、危機管理上正解なのかなと私は思いますので、ぜひ今後、お金がかかるとおっしゃるかもしれませんが、検討はされたほうがいいかと思うんですけれどもいかがですか。

議長 (高平聡雄君)

千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 (千葉正義君)

馬場議員のご質問にお答えいたします。

やはりこういう無線放送、いろいろなところがございます。子局は目に見えるところ結構ありますが、この再送信局、なかなか高いところで、今回の長者館山吉田地域を全域カバーするものでございますので、なかなか人の手が届かないという部分は、そういった装置を導入するなり、今後考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。14番堀籠日出子さん。

14番 (堀籠日出子君)

事項別説明書のただいまの財産管理費の委託料、吉田コミセンが10月1日からシルバー人材センターに委託されるわけなんですけど、年度当初からの委託というんだったら大体分かるんですけども、これ10月1日になったこの理由はどんな理由なのかお尋ねいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは堀籠日出子議員の質問にお答えをいたします。

昨年度までいた方が退職されまして、その後、令和5年の4月から新たな方に今、お勤めいただいているんですけども、その雇用の際もなかなか人が見つからないという状況もありまして、その後シルバー人材センターにも、このような事業、委託できるのか、その辺協議を重ねてきたところであります。その結果、シルバー人材センターのほうで受託が可能ということになりましたので、10月1日から、今いるお2人には引き続きお願いをする方向で、加えてシルバー人材センターですとその勤務時間に制約もあつたりということで、予備って言うんですかね。その人員をもう1人追加した形で、10月以降運営していくという予定にしているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

14番 （堀籠日出子君）

説明、大体理解したわけなんですけれども、じゃあこれまでの勤めていただいた2人はそのまま、あとその中にシルバー人材センターから1人が加わって、3人体制で行うという理解でよろしいのでしょうか。よろしいんですね。

議 長 （高平聡雄君）

児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは再質問にお答えいたします。

今いるお2人もシルバー人材センターのほうに移って、シルバー人材センターからの委託という形でお勤めいただくということで、お2人は残っていただいて、引き続きお勤めいただくという予定にはなっております。それで加えて1人募集するという状況でございます。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありますか。13番藤巻博史君。

13 番 (藤巻博史君)

先ほど、関連して先ほどの長者館山の件なんですけれども、ちょっと分からないというか、もしそうするとそこところが停電というと中継局ということは、吉田全域にその放送が伝わらなかったということなのではないでしょうか。ちょっとそこら辺教えてください。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 (千葉正義君)

それでは藤巻議員のご質問にお答えいたします。

今回は停電等が起きた際に、常備しているバッテリーが商用電力の代わりに使われて、放送自体はしっかりされております。今回の修繕はバッテリーに蓄電する機能が完全放電してしまうという形になってしまうので、それを修繕するというものでございます。停電が復旧すれば、商用電力が通じれば、放送は可能となります。ですので停電の期間だけバッテリーが代わりに稼働して、放送自体は可能となっております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

よろしいですか。

ほかにありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第65号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第65号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第66号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第66号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第67号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第67号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第68号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特
別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第68号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第69号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第69号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第70号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第70号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「認定第1号 令和4年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定
について」

議長（高平聡雄君）

日程第14、認定第1号 令和4年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてを
議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長（菊地康弘君）

では本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書31ページをお願いいたします。

認定第1号 令和4年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自
治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認
定をお願いするものであります。

お手元の令和4年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いいたします。併せまし
て、議案説明資料認定第1号関係（令和4年度一般会計歳入歳出決算書）会計課の資
料に基づきましてご説明申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書の1、2ページをお願いいたします。

一般会計と8の特別会計、それぞれの決算額の総括表でございます。

一般会計でございます。

歳入の収入済額につきましては142億5,896万5,828円、歳出の支出済額は132億
6,025万5,053円となり、差引残額は9億9,871万775円となったところであります。

次に、3、4ページをお開き願います。

一般会計歳入款別集計表であります。

歳入合計につきましては、5、6ページをお開き願います。

歳入現額計につきましては145億7,718万3,000円、調定額は148億875万4,239円、収入済額は142億5,896万5,828円であり、不納欠損額は、522万415円であります。

収入未済額は、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引きました5億4,456万7,996円であります。

予算対比は97.82%、調定対比は96.29%であります。

次に、7、8ページをお願いいたします。

一般会計歳出款別集計表でございます。

歳出合計をご覧ください。

予算現額計は、歳入と同額の145億7,718万3,000円であります。支出済額は132億6,025万5,053円であります。

また、翌年度への繰越額につきましては、繰越明許費が7億3,319万7,000円、事故繰越が1億7,327万5,000円あります。

予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた不用額は4億1,045万5,947円あります。予算対比につきましては90.97%であります。

続きまして、別冊の議案説明資料、認定第1号関係をお願いいたします。

主に決算額を令和3年度と比較した資料となっております。

説明資料の4ページをお開き願います。

一般会計決算額の歳入でございます。

金額または増減率の大きな款を万円単位で説明させていただきます。

表右側の差引C、増減率Dをご覧ください。

初めに、1款町税につきましては、法人町民税等の大幅な増により、12億5,993万円の増で21.3%の増となっております。4年度の歳入全体に占める構成比では50.2%であります。

2款地方譲与税は、国が国税として徴収した税の一部が市町村に譲与されるもので、記載のとおりであります。

3款利子割交付金から9款環境性能割交付金までにつきましては、県が徴収した税の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりであります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、記載のとおりであります。

11款地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

の減により6,027万円の減、69.2%の減であります。

12款地方交付税は、普通交付税は令和3年度にコロナ禍の影響等により国が算定係数等を見直した結果、本町には約1億6,300万円の交付がありました。4年度は通常の算定で、約1,370万円となり、この差で約1億4,000万円の減となり、また、震災復興特別交付税でも企業立地奨励金等が少なくなった影響から、約1億6,000万円の減などで、合計で3億3,576万円の減、26.0%の減であります。

13款交通安全対策特別交付金から15款使用料及び手数料につきましては、記載のとおりです。

16款国庫支出金は、3年度に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や認定こども園施設整備補助金等があったことから、7億9,214万円の減、24.8%の減であります。

17款県支出金は、3年度にコロナ禍による事業者支援等補助金などがあったことから、2億2,748万円の減、20.6%の減であります。

18款財産収入から19款寄附金は、記載のとおりでございます。

20款繰入金は、基金繰入金の減などにより、5,007万円の減、10.1%の減であります。

21款繰越金は、繰越事業の一般財源の減などにより、2億5,558万円の減、37.5%の減であります。

22款諸収入及び23款町債は、記載のとおりであります。

24款自動車取得税交付金は、令和元年10月1日に廃止されましたが、申告漏れなどによりまして、4年度に交付があったものであります。

令和4年度歳入合計につきましては142億5,896万円となり、令和3年度と比較いたしますと、差引き合計で5億6,876万円の減、3.8%の減となったところでございます。

続きまして5ページ、決算額の歳出でございます。

歳入と同様に、金額または増減率の大きな款を万円単位でご説明させていただきます。

表右側の差引C、増減率Dの欄をご覧ください。

1款議会費につきましては、記載のとおりでございます。

2款総務費は、3年度に後年度の事業として、まちづくり基金への積立金、または子ども医療費助成事業への積立金が多かったことにより、1億4,553万円の減、9.7%の減であります。

3款民生費は、子育て世帯等臨時特別給付金や認定こども園施設整備事業補助金等

の減により、6億4,584万円の減、12.9%の減であります。

4款衛生費は、水道事業会計への繰出しや、コロナウイルスワクチン接種事業などの増により1億450万円の増、7.1%の増であります。

5款農林水産業費は、3年度に実施した主食用米作付農家支援金等の減などにより、3,090万円の減、7.1%の減であります。

6款商工費は、企業立地奨励金、コロナ禍での事業者支援補助金等の減により、2億5,541万円の減、48.3%の減であります。

7款土木費及び8款消防費は、記載のとおりであります。

9款教育費は、3年度に学校校舎建設基金が6億円でありました。また、4年度は吉岡小学校仮設校舎建設費などで約4億7,000万円があり、これらの事業費の差引きにより、1億1,958万円の減、5.7%の減であります。

10款災害復旧費は、3年度は令和2年度の福島県沖地震による繰越しの災害復旧対応が主であり、4年度は3年度の福島県沖地震及び7月豪雨の対応でありまして、差引き6,341万円の増、46.0%の増であります。

11款公債費は、令和元年度の借入れの減収補填債の元利償還などでありまして、1,689万円の増、2.8%の増であります。

令和4年度歳出合計は132億6,025万円となり、令和3年度と比較いたしますと、差引き合計で、9億6,223万円の減、6.8%の減となったところでございます。

次に、決算事項別明細書の概要につきましてご説明を申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書、19、20ページをお願いいたします。

歳入につきましては節ごとに記載がなされ、備考欄に詳細を記載しております。

ここからの金額の説明につきましては万円単位とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1款町税でございます。調定額につきましては72億4,531万円であります。収入済額は71億6,387万円、不納欠損額は522万円であります。なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきまして、その処分の手続を行っているところでございます。収入未済額につきましては、7,622万円であります。

次に、1項町民税でございます。

収入済額は33億6,675万円。前年度対比で10億5,743万円の増となっております。

内訳といたしましては、1目個人では、収入済額が14億727万円となり、前年度より、1,954万円の増であります。

2目法人では、収入済額が19億5,948万円となり、前年度対比で10億3,788万円の増

であります。

次に、2項固定資産税でございます。

収入済額が30億7,277万円となり、前年度対比で1億6,124万円の増であります。

1目固定資産税は30億3,652万円。

2目固有資産等所在市町村交付金は、3,624万円であります。

内訳につきましては備考欄記載のとおりでございます。

3項軽自動車税は、収入済額が9,812万円となり、前年度対比で678万円の増であります。

21、22ページをお開き願います。

4項町たばこ税は、収入済額が3億3,776万円となり、前年度対比で1,846万円の増であります。

5項入湯税は、収入済額が19万円であります。

6項都市計画税は、収入済額が2億8,826万円となり、前年度対比で1,599万円の増であります。

続きまして、2款地方譲与税でございます。

収入済額は1億5,048万円となり、1項1目自動車重量譲与税、23、24ページをお願いいたします。

2項1目地方揮発油譲与税、3項1目森林環境譲与税につきましては、いずれも収入済額は調定額と同額となっております。

次に、3款利子割交付金から5款株式等譲渡所得割交付金は、調定額どおりの収入済額となっております。

25、26ページをお開き願います。

6款法人事業税交付金から8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

27、28ページをお開き願います。

9款環境性能割交付金から、11款地方特例交付金は、調定額どおりの収入済額となっております。

29、30ページをお開き願います。

12款地方交付税から14款分担金及び負担金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。なお、12款地方交付税の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

31、32ページをお願いいたします。

15款使用料及び手数料でございます。

1項使用料は、収入済額が8,271万円となり、1目総務使用料から33、34ページの6目教育使用料まで、それぞれの各施設等の使用に対しまして収納がなされたものがあります。

31、32ページにお戻り願います。

1目総務使用料1節施設使用料は、庁舎及び各地区コミュニティーセンター等の使用料であります。

2節公共物使用料、3節町民バス使用料は、記載のとおりであります。

2目民生使用料は、1節はひだまりの丘使用料です。

33ページ、34ページをお開き願います。

3目農林水産使用料は、吉田ふるさとセンターなどの使用料です。

4目商工使用料1節観光使用料は、七ツ森生産物直売所などの使用料です。

5目土木使用料のうち、3節住宅使用料は、町営住宅家賃収入といたしまして、収入済額が4,902万円となり、収入未済額が232万円となっております。

6目教育使用料は1節から3節の小学校体育館及びまほろばホール等の使用料であります。

35、36ページをお開き願います。

2項手数料は収入済額が6,948万円となり、1目総務手数料から4目土木手数料までとなっております、1目総務手数料は、戸籍、住民票等の各種証明手数料、町税督促手数料等であります。

2目民生手数料は、ホームヘルパー派遣手数料です。

3目衛生手数料は、廃棄物処理手数料、飼い犬手数料等であります。

4目土木手数料は、屋外広告物許可手数料であります。

次に、16款国庫支出金でございます。

37、38ページをお開き願います。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、収入済額11億9,071万円となっております。

1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対しまして負担金収入となっております。

2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に対する負担金収入であります。

3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は、収入済額1,554

万であります。収入未済額は、災害復旧工事の町道、河川、都市緑地の明許繰越費であります。

39、40ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金でございます。

1 節個人番号カード交付事業費補助金から 4 節地方創生臨時交付金は、調定額どおりの収入済額でございます。なお、4 節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応関連事業に係ります補助金であります。

2 目民生費国庫補助金は、収入済額 2 億 5,701 万円となり、1 節障害者福祉費補助金から、41 から 42 ページの 9 節出産・子育て応援交付金の補助金収入となっております。

3 目衛生費国庫補助金は、収入済額 6,078 万円となり、1 節保健衛生費補助金は、新型コロナウイルス接種体制確保事業費などであり、2 節出産・子育て応援交付金は、システム構築等導入経費であります。

4 目土木費国庫補助金 1 節道路橋りょう費補助金は、収入済額 1 億 7,909 万円となり、このうち 1 億 6,934 万円は、悟溪寺橋や中坪渋井線などの工事に係ります令和 3 年度からの繰越明許費であります。収入未済額 2 億 478 万円につきましては、明許繰越が 1 億 5,842 万円、事故繰越が 4,636 万円であります。

43、44ページをお開き願います。

2 節住宅費補助金は、収入済額 669 万円であります。収入未済額は、西原第一住宅給水管工事の繰越明許費であります。

3 節都市計画費補助金は、収入済額 6,177 万円となり、収入未済額は、街路事業吉田落合線整備事業に係る繰越明許費であります。

5 目消防費国庫補助金 1 節災害対策費補助金は収入済額 41 万円であります。

次に、6 目教育費国庫補助金でございます。

1 節小学校費補助金から 6 節公立学校情報機器整備費補助金までの収入済額は、746 万円であります。なお、1 節の収入未済額は、吉岡小学校校舎解体工事の繰越明許費であります。

45、46ページをお開き願います。

7 目 1 節特定防衛施設周辺整備調整交付金は、収入済額 2 億 4,797 万円となり、子ども医療費助成事業、道路改良工事等を実施したところでございます。このうち 3,200 万円につきましては、天皇寺地区ほか排水路整備の令和 3 年度からの明許繰越であります。また、収入未済額は、保健福祉総合センター改修に係ります繰越明許費

であります。

8目1節農業費補助金は収入済額320万円となり、農産漁村地域整備交付金であります。

3項委託金は調定額どおりの収入済額となっております。

次に、17款県支出金でございます。

47、48ページをお開き願います。

1項県負担金2目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金から6節災害救助費負担金までの収入済額は、5億7,192万円となり、国庫負担金と同様に、それぞれの費目に対します県負担分の収入となっております。

2項県補助金でございます。

1目総務費県補助金1節総務管理費補助金は、24万円の収入済額であります。

49、50ページをお開き願います。

2目民生費県補助金につきましては、1節社会福祉費補助金から7節出産・子育て応援交付金までの収入済額は1億1,868万円であります。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、収入済額280万円であります。

4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金及び51、52ページをお開き願います。

2節林業費補助金までの収入額は6,615万円となっております。

5目消防費県補助金1節及び2節の収入済額は、14万円であります。

6目1節教育費県補助金は、収入済額1,181万円となり、子どもの心のケアハウス事業などの補助金であります。

53、54ページをお開き願います。

7目1節市町村振興総合補助金は、収入済額1,049万円となり、内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。

8目1節みやぎ環境交付金は、454万円の収入済額となり、鳥獣被害防止事業及び田んぼダム事業の補助金であります。

9目1節新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金は、収入済額2,200万円であります。

次に、3項委託金でございます。

1目総務費委託金から、55、56ページをお願いいたします。

3目教育費委託金まで、収入済額は6,616万円であります。

次に、18款財産収入でございます。

1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入は、収入済額367万円あります。

57、58ページをお開き願います。

2目1節利子及び配当金は、収入済額659万円となり、財政調整基金等の基金利子及び配当金であります。

2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は、収入済額282万円であります。

次に、19款寄附金でございます。

1項1目総務費寄附金から、59、60ページをお開き願います。

4目ふるさと寄附金まで、4,276万円の収入済額であります。

20款繰入金でございます。

1項特別会計繰入金は、三つの財産区特別会計及び国民健康保険事業勘定特別会計から1,349万円の収入済額であります。

61、62ページをお開き願います。

2項基金繰入金は、1目財産調整基金繰入金から、63、64ページをお願いいたします。

6目学校校舎建設基金繰入金までの収入済額は4億3,076万円であります。

次に、21款繰越金です。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金4億2,524万円の収入済額となっております。

22款諸収入1項1目延滞金は、収入済額61万円であります。

2項1目預金利子は、歳計外現金の利子であります。

3項貸付金元利収入は、65、66ページをお開き願います。

1目1節民生費貸付金元利収入は、元利収入は災害援護資金貸付金の償還として522万円の収入済額となり、収入未済額は1,157万円であります。

2目1節商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金の振興資金預託金の償還として4,280万円の収入済額であります。

4項受託事業収入につきましては、1目農業費受託事業収入1節農地中間管理機構受託事業収入として7万円、2目教育費受託事業収入1節は自転車競技場管理受託事業収入として937万円の収入済額であります。

5目雑入でございます。

1目納付金は、収入済額1億2,738万円あります。

1節雇用保険料納付金は、収入済額52万円です。

2節給食費納付金は、収入済額1億2,685万円となり、収入未済額は59万円あります。

67、68ページをお開き願います。

2目1節場外車券売場交付金は、350万円の収入済額であります。

次に、3目雑入は9,120万円の収入済額となり、内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。

69、70ページをお願いいたします。

23款町債でございます。

1項1目土木債1節公共事業等債は8,570万円の収入済額で、収入未済額の1億3,420万円は、悟溪寺橋及び中坪渋井線などの繰越明許費であります。

3節緊急浚渫推進事業債は、1,510万円の収入済額であります。

4節緊急自然災害防止対策事業債は、3,860万円の収入済額であります。

2目教育債1節小学校債は、2,330万円の収入済額であります。収入未済額は70万円で、吉岡小学校プール解体工事の繰越明許費であります。

71、72ページをお願いいたします。

3目消防債1節一般単独事業債は、1,340万円の収入済額であります。

5目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債は、収入済額3,990万円であります。収入未済額は、福島県沖地震、7月の大雨災害の災害復旧工事に係ります繰越明許費であります。

2節公立学校施設災害復旧債及び3節農林水産業施設災害復旧費の収入済額につきましては、それぞれ750万円と470万円であります。

4節その他公共施設・公用施設災害復旧債の収入済額は4,230万円で、このうち2,360万円は、庁舎の災害復旧工事に係ります令和3年度からの繰越明許費であります。

73、74ページをお願いいたします。

24款自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月に終了しておりますが、自動車メーカーの申告漏れ等によりまして、旧法による自動車取得税交付金を受けたものであります。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長菊池康弘君。

会計管理者兼会計課長 （菊池康弘君）

お時間をいただき申し訳ございません。

先ほど私、議案の説明資料認定第1号関係の5ページでございました。

歳出の5款でございます。農林水産業費につきましてご説明したところ、説明に誤りがありましたので、訂正させていただき再度ご説明させていただきます。

5款農林水産業費につきましては、3年度に実施いたしました主食用米作付農家基金支援金等の増などによりまして、3,090万円の増、7.1%の増であります。先ほど減と申し上げてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

よろしく願いします。

続きまして、歳出でございます。

決算書は、75、76ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明資料は、25ページからとなりますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは、1款1項1目議会費の主なものを説明いたします。

議会費につきましては、議会の運営に要したもので、定例会議、随時会議、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費などが主な内容でございます。

前年度との比較で、810万8,000円の増額となっております。その主な増減理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送ってございました各委員会の県外行政視察研修実施に伴います旅費等の増額325万6,000円ほどでございます。新規に導入しました議場放送設備システム、令和3年12月に導入したもので

ございますが、こちらの賃貸料及び保守点検料381万3,000円でございます。そして、会議録作成に伴います音声メディア翻訳委託料につきましては、契約単価が増額したもので、73万円の増となっております。

続きまして、節ごとにご説明をいたします。

1節は議員18人分の報酬、2節は事務局職員3人分の給与、3節は議員の期末手当及び職員の各種手当、4節は議員及び職員の共済組合負担金でございます。

以下、各款科目の2節から4節までの人件費関係につきましては、一般職、特別職合わせて、会計年度任用職員の人件費関係となりますので、以降の説明は省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

7節は議会だよりに掲載いたしました寄稿文に対しますお礼としての図書カード購入費議会のあり方セミナー及び議場コンサートを開催した際の指揮者、講師、出席者、出演者へのお礼でございます。

8節は、本会議を含みます各種会議等の出席委員会の県外行政視察研修導入をします費用弁償及び職員の随行旅費でございます。

9節は、議長の交際費でございます。

10節は、事務用消耗品、水道、新聞及び地方議会人の購読料のほか、議会専用車の燃料代及び修繕料、行政視察受入れ時の茶菓子、議会のあり方ゼミナール開催時のお茶代、議場コンサート時の出演者昼食代、さらには年間4回発行しております議会だより及び議会のあり方プロジェクト広報紙の印刷などに要した費用でございます。

決算書77、78ページをお願いいたします。

11節は、議会だよりの配布及び事務連絡等の郵送代、議会専用車の損害保険料及び車検時の印紙代でございます。

12節は、会議録作成、議場放送設備、システムの保守点検、あり方プロジェクト、広報誌のデザイン、議場コンサート時の楽器演奏に要しました委託料でございます。

13節は、議場放送設備システム、賃借料、タブレット端末25台のリース及び文書共有システム使用料、委員会県外行政視察時の高速道路通行料、フォーラム等に出席した際の駐車料金でございます。

17節は、議員控室にあります図書用本棚の購入費でございます。

18節は、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会ほか2協議会への負担金、政務調査費の交付金でございます。

26節は、議会専用車の車検に伴います重量税でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

説明書につきましては、31ページからとなりますので、併せてご覧ください。

一般管理費につきましては、総務全般の管理費のほか、職員研修事業、職員の健康管理、公用車運行管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

初めに、1節につきましては、産業医及び総合案内に係ります会計年度任用職員3人分の報酬でございます。

2節から4節のうち、退職補助に係るフルタイム会計年度任用職員1名を支出しております。

決算書79、80ページをお願いいたします。

7節は、顧問弁護士及び行政区長60人分の報償費と、退任区長への記念品、研修講師謝礼等に要した費用であります。

8節は、職員の研修旅費のほか、総合案内会計年度任用職員への通勤手当、産業医及び行政区長の費用弁償でございます。

81、82ページをお願いいたします。

9節は町長交際費でございます。

10節は、事務用消耗品、新聞、図書等の購入代のほか、職員の身分証明書の更新時に要した費用、公用車の燃料代、区長会議、来客用のお茶代、人事管理上の各種様式の印刷、車検整備料でございます。

11節は、電話、通信費用、公用車、保険料、職員ボランティア保険料でございます。

12節は、県公平委員会の事務委託のほか、区長配達業務委託、職員研修委託、職員の健康診断業務委託料でございます。

13節は公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、官報検索システム使用料でございます。

18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費、宮城県滞納整理機構、宮城黒川地方町村会、職員研修時の負担金でございます。

21節は、会計年度任用職員に係ります通勤災害の補償金でございます。

22節は、令和3年度実績に伴う宮城県移譲事務交付金、そして県経由処理交付金の返還金でございます。

次に、2目文書広報費につきましては、文書管理、広報広聴、町ホームページ管理に要した費用でございます。

説明書は33ページからとなります。

1節及び次のページの6節は、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会に係る費

用でございますが、開催案件がなかったため、不用額となったものでございます。

3節は、宮城ふるさとCM大賞への参加に当たり、採用2年目の職員でその製作を行っておりますが、作成に係る時間外勤務手当でございます。

7節は、広報モニター謝礼としての図書カード購入のほか、広報研修会の講師謝礼でございます。

決算書83、84ページをお願いいたします。

10節は広報たいわ12か月分の印刷費、コピー代金、大型インクジェットプリンターインク代、例規集の追録代のほか、シンボルタワー電気代でございます。

11節は郵便後納料金、電話料金等の通信料、シンボルタワーの保険料でございます。

12節は、町ホームページの運用保守委託、シンボルタワー敷地の除草業務及び例規集の印刷業務の委託でございます。

13節は、印刷機、大型インクジェットプリンター、ファクスの借上げ料及び例規システム使用料でございます。

19節は、社団法人日本広報協会への会費となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

続きまして3目財政管理費でございます。

説明書につきましては、35ページをお願いいたします。

そのほか、配付資料といたしまして、決算に関する説明の内訳及び交付金の使途に関する説明書の資料がございますので、ご参考にしていただければと存じます。

1節から4節は、会計年度任用職員の報酬、給料、各種手当、共済費でございます。85ページ、86ページをお願いいたします。

7節は入札監視委員会委員の報償金、8節はパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございましたが、執行がございませんでした。

10節の消耗品はコピー料金、事務用品、参考図書等の購入費等でございます。食糧費は、入札監視委員会開催時のお茶代、印刷製本費は予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書に要したものでございます。

11節は、入札参加資格申請時の臨時電話等使用料でしたが、執行はございませんで

した。

12節は、統一的な基準による財務書類等作成及び固定資産台帳更新業務並びに公会計システム保守料でございます。

13節は執行がございませんでした。

18節は地方財務協会への負担金、24節積立金は財政調整基金への積立て、町債管理基金は利子の積立て、まちづくり基金は今後に予定される事業のため積立てたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 長 （高平聡雄君）

会計管理者兼会計課長菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長 （菊地康弘君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は35ページをお願いいたします。

4目会計管理費は会計一般管理費であります。

10節は事務用品のほか、決算書等の印刷製本費であります。

11節は、口座振替に係る回線利用料及び公金口座取扱手数料等であります。

12節は、会計課及び杜の丘出張所で収納した公金、納付書等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 長 （高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、5目財産管理費でございます。

説明書につきましては、35ページから36ページをお願いいたします。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティーセンター、吉田コミュニティーセンター、鶴巢防災センター、南部コミュニティーセンター、役場庁舎及び共用自動車普通財産の管理でございます。

1節及び3節は、吉田コミュニティーセンターの事務補助員2名分の報酬及び期末

手当です。

87ページ、88ページをお願いいたします。

7節は、吉田コミュニティーセンターに隣接します公園の除草作業及び鶴巣防災センター巡視員への報償金等であります。

10節は、各施設管理の消耗品、燃料費、印刷代、光熱水費、施設の修繕料のほか、公用車の燃料及び車検整備代などであります。

11節は、各施設の電話料金、給水検査料、公用車の車検時の印紙代、施設の火災保険料及び公用車の自賠責保険等でございます。

12節は、各施設の窓口受付や清掃、維持管理業務のほか、マイクロバス運転業務、普通財産の除草作業等でございます。

13節の土地借上げ料は、吉岡コミュニティーセンター敷地借上げ、機械借上げ料は庁舎のLED照明賃貸借です。車借上げ料は公用車のリース料、テレビ聴取料、備品借上げ料につきましては、AEDの借り上げでございます。

14節は、吉岡コミュニティーセンターの天井、高架水槽、鶴巣防災センター駐車場の整備工事等でございます。

15節は、公共物維持補修に係る原材料購入費であります。

17節につきましては、公用車6台、職員用椅子等の庁用器具費購入。

18節は、黒川地区防火管理協議会負担金及び防火管理者講習受講料でございます。

21節は、黒川高校農場跡地に係る電柱等移転に要する補償金であります。

89、90ページをお願いいたします。

24節は、庁舎建設基金積立金です。

26節は公用車購入時及び車検時の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、36ページから39ページとなります。

企画費につきましては、広域行政の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和

3年度実施事業及び重要行政業績評価指標の審議、にぎわい創出事業の検討、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設管理、防衛施設周辺関係団体との連携によります各種事業の整備促進及び要望活動、米軍実弾射撃移転訓練等に伴います安全対策、地域活性化事業、町民バス、デマンドタクシー運行事業、高等学校等通学応援事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業等に要しました費用でございます。

初めに、1節につきましては、総合計画審議会委員等の報酬でございます。

7節につきましては、ふるさと寄附に係ります返礼品代、にぎわい創出事業、プロジェクト会議委員、指定管理者候補者選定委員会外部委員、地域公共交通会議委員への謝金でございます。

8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償でございます。

10節につきましては、大和町第5次総合計画及び大和町第5次国土利用計画の印刷製本代、町民バス、デマンドタクシー共通回数券の印刷代、町民バスの修繕料、各種会議の際のお茶代のほか事務消耗品等に要しました費用でございます。

11節につきましては、郵便料金、ふるさと寄附に係りますポータルサイトへの掲載料、クレジット決済の手数料、テレビ共同受信施設の共済分担金、町民バス車検手数料及び自賠責保険料でございます。

12節につきましては、町民バス、デマンドタクシーの運行业務、にぎわい創出事業等検討業務、光ファイバー網保守業務、ふるさと寄附促進業務に要しました費用でございます。

13節につきましては、仙台北部道路要望会の際の有料道路通行料、光ファイバー網設置に伴います電力電話柱への共架料。

決算書91ページ、92ページをお願いをいたします。

デマンドタクシー運行管理システム利用料のほか、NTT等設備使用料でございます。

14節につきましては、まほろば100選、標柱11機の更新設置工事のほか、道路改良事業により支障となりました電柱移転に伴い、当該電柱に添架しておりますテレビ共同受信施設のケーブル移設工事に要しました費用でございます。

17節につきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業であります一般コミュニティー助成事業の交付を受け、地域コミュニティー活動に必要な備品として町が取りまとめを行い、荒井地区、もみじヶ丘三丁目地区、麓下地区、清水地区、砂子沢地区、戸田地区の6行政区への備品購入費用でございます。

18節につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか7団体への負担金、補

助金につきましては、地域活性化事業としまして、ふるさと産品開発協議会、鶴巣地域振興協議会への活動補助のほか、吉岡南二丁目地区が一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティー助成事業の交付を受けまして、実施をいたしました備品整備への補助、また、まちづくり活動推進会として、杜の丘二丁目町内会を中心に、地域コミュニティーの発展と新たな魅力づくりを目指し、組織されました杜の丘イルミネーションプロジェクトへの補助、次に高等学校通学応援事業補助は、通学生実人数103人への補助、移住定住促進事業は、子育て世帯等移住定住応援事業、3世代同居応援事業、空き家住宅購入支援事業の3事業を合わせまして、17件の補助のほか、子育て支援住宅入居時奨励金7件、子育て支援住宅入居者、子育て応援奨励金、10件の補助金交付に要した費用でございます。

24節につきましては、ふるさと寄附金として受けました歳入額のうち、返礼品の調達経費等を除きました額をふるさと応援基金へ、また、防衛施設周辺整備調整交付金事業として、子供医療費助成事業基金等への積立てのほか、基金利子分の積立てでございます。

26節は、公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費は、電子計算機器等の管理運営に要した費用となります。

説明書は39ページをご参照いただきます。

10節は電算関係消耗品のほか、トナー、PCカートリッジ等の消耗品に要した経費でございます。

11節はインターネット接続料、光通信回線網の通信費用、そして本庁と出先機関との通信代などでございます。

12節は、LGWANメールサーバー機器、グループウェア運用等の保守、総合電算処理運用支援、自治体情報システム強靱化向上対策及び電算機器システム総合保守、転入転出のワンストップ化対応業務及び、もみじヶ丘保育所無線LAN設定業務委託でございます。

13節は、住民基本台帳、税システムの大和町総合行政システムや、財務会計、人事給与、施設管理などの情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借上げ料となります。

17節は、もみじヶ丘保育所の電話ファクス切替機を購入したものでございます。

18節は、県、自治体セキュリティークラウド運用費、県高度情報化推進協議会、宮城県市町村共同電子申請サービス提供業務の負担金及び地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、8目出張所費でございます。

決算書93、94ページをお願いいたします。

杜の丘出張所の運営管理費になります。

8節は、職員事務連絡時の旅費でございます。

10節は、事務用品、コピー料等の消耗品代でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 長 （高平聡雄君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

続きまして、9目交通対策費につきましては、交通安全に係る各種事業の実施や、交通安全思想の啓蒙活動に要した費用でございます。

説明書は、40ページとなりますので、よろしくをお願いいたします。

まず7節は、交通安全指導員17人に対する報償金です。

8節は、交通安全指導員の出勤延べ405回分の費用弁償になります。

10節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員の制服、新入学児童用黄色い帽子、防犯ブザー、交通安全広報車のタイヤ、こういうものの購入に要した費用、そして燃料代等でございます。

11節は、交通安全指導員に係ります傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

13節は、令和4年度から導入いたしました運転技能向上トレーニングアプリのシステム利用料でございます。

14節は、通学路にスクールゾーンの整備を行い、県道、町道合わせて22か所にその表示をいたしたものでございます。

17節は、先ほどの運転技能向上トレーニングアプリを表示するテレビモニターを購入いたしましたものでございます。

18節は、黒川地区交通安全推進協議会、町交通安全推進協議会への負担金、町内交通安全協会7支部に対します活動費の補助金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。こちらは、防災行政無線放送施設の管理運営に要した費用でございます。

10節は、防災行政無線施設の電気料及び屋外子局設備の修繕料でございます。

11節は、防災行政無線、黒川消防署に設置しております、遠隔操作設備等を結んでおります専用回線使用料、防災行政無線聞き逃し確認ダイヤルにかかる電話料金、そして無線の再免許申請手数料等でございます。

決算書95、96ページをお願いいたします。

12節は、防災行政無線放送施設の年間保守点検、無線局再免許申請業務及びJアラート音声データ作成の業務委託料でございます。

13節は、防災行政無線、長者館山再送信局管理用道路土地借上料でございます。

18節は、防災無線の電波利用料でございます。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るため啓発活動等を実施、それに要した経費でございます。

1節及び8節は、男女共同参画推進審議会を開催した際の委員報酬及び費用弁償でございます。

7節は、男女共同参画推進講座を開催した際の講師謝礼として、10節は、事務用品及び男女共同参画推進審議会開催時のお茶代でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費、こちらは賢い消費者となるために、講座の開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に関わります相談、最近ですと特殊詐欺等が多いというところでございます。迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

1節及び8節は、週1回の消費生活相談員1人分の報酬、費用弁償でございます。

7節は、消費生活講座の開催の際の講師謝礼でございます。令和4年度は、暮らしの安心、安全、賢い消費生活の知恵をテーマに、3回の講座を開催したところでございます。

10節は、消費生活啓発用品、講師お茶代、啓発用リーフレット作成に要した経費でございます。

18節は、県、市町村消費生活相談員連絡協議会の負担金でございます。

次に、13目諸費の総務課及び危機対策室分でございますが、防犯対策、表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催、並びに社会を明るくする運動、結婚相談、結婚支援事業等に要した経費でございます。

決算書97、98ページをお願いいたします。

1節、8節は、表彰審査委員会委員の報酬、費用弁償でございます。

7節は、町政功労者表彰式記念品、結婚相談アドバイザーへの謝礼、結婚支援事業での成婚者へのお祝いい、そして中学生人権作文コンテスト参加賞、図書カードを用意しております。この費用でございます。

10節は、表彰式に係る各種印刷物の印刷代、人権啓発、社明運動啓発事業の用品購入費及び町内に設置しております防犯カメラ電気代に要した経費でございます。また、食糧費は、表彰審査委員会開催時のお茶代、人権相談の昼食代、文化の日表彰式の際の茶菓子代でございます。

11節は、表彰式に要した郵便料金、そして全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

12節は、縁結び応援業務、法律相談業務の委託料及び防犯カメラ14台の保守点検委託料となります。

13節は、令和4年度県の人権啓発活動地方委託事業を受けまして、9月3日に実施した人件費映画「ずっと一緒」の上映会の映画フィルム借上げ料のほか、高速道路通行料でございます。

14節は、吉岡、西原及び舞野地区へ防犯カメラ各1基の設置を行いました費用でございます。

18節は、負担金として、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか5団体への負担金と、大和町防犯協会への補助、そして令和4年度から実施いたしました特殊詐欺撃退電話機等の購入補助、こちらが39件、26万2,000円ございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

同じく13目諸費のうち、財政課担当分につきましてご説明させていただきます。

説明書は43ページをお願いいたします。

13節土地借上料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上げ料です。

1つ飛びまして、18節は、3財産区の特別会計から一般会計に繰入れを受け、地域団体への助成を行ったもの及び宮床地区集会施設修繕等事業費といたしまして、6地区合わせまして198万円、地区集会施設改修補助金を7地区合わせまして、1,015万円を交付したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

同じく13目諸費、町民生活分としまして、自衛官募集事務費でございます。

10節はコピー料、11節は郵便料でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課課長亀谷 裕君。

都市建設課課長 (亀谷 裕君)

13目諸費の都市建設課所管分についてご説明申し上げます。

防犯灯の維持管理、設置に係る費用となっております。

説明書の41ページをお願いいたします。

10節につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料といたしまして、防犯灯数2,555灯分の電気料及び機器の不具合等により故障した防犯灯24灯の修繕のほか、電力量の高い60、40ワットの灯具につきまして、電力量を低減する10ワットタイプに300ほど交換した費用でございます。

14節は、区長さんなどから要望がございました新設22基の新設に要した費用となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

税務課長小野政則君。

税務課長 (小野政則君)

続きまして、2項徴税费でございます。

説明書につきましては、44ページから48ページをお願いいたします。

また、令和4年度の町税の課税状況につきましては、19ページから24ページに記載をさせていただいておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

それでは決算書97ページ98ページをお願いいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節と次のページの8節につきましては、固定資産評価審査委員会に係る費用となります。なお、令和4年度につきましては、審査申出がなかったことにより、審査会は開催しなかったものであります。

決算書99ページ、100ページをお願いいたします。

10節につきましては、消耗品費としまして、コピー代や参考図書購入、追録代及び証明書用紙等の印刷、製本に要した費用でございます。

18節につきましては、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でありまして、補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。

賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務及び徴収業務に要した費用でございます。

1節、2節、3節及び4節につきましては、収納事務補助員1名、課税及び申告業務に係る事務補助員5名に係ります報酬、給料、期末手当、通勤手当及び共済負担金と社会保険料でございます。

続きまして、決算書101ページから102ページをお願いいたします。

7節につきましては、賞賜金といたしまして、納税に関するポスターコンクール応

募者への記念品及び退任納税組合長への感謝状等に係る費用と、報奨金につきましては、納税貯蓄組合68組合に対します完納報奨金となります。

10節につきましては、賦課徴収に係る事務用品、プリンタートナー等の購入に要する費用、公用車の燃料代、町民税等の納税通知書等の印刷製本、修繕料につきましては、公用車の点検整備に要した費用でございます。

11節につきましては、還付通知のはがき等とタブレットの通信料、軽自動車税環境性能割賦課徴収取扱費、コンビニ収納、預金調査、口座振替、不動産登記簿等発行に係る手数料及び公用車の損害保険料でございます。

12節につきましては、軽自動車税納税通知書発送業務、固定資産税に係る土地評価標準値下落修正業務、評価替えに向けた航空写真撮影などの固定資産評価支援業務、共通納税対応拡大に係るシステム改修や、税制改正に伴うOCRシステム改修及び管理徴収業務に係る滞納管理システムの保守委託に要した費用でございます。

13節につきましては、確定申告支援システム、固定資産管理及び家屋評価システムの機械借上げ、高速道路通行料、システム利用料としましては、滞納管理システム及び地方税電子申告支援サービス、eLTAx対応国税連携システムサービスに係る費用でございます。

18節につきましては、電子申告等に係る負担金でございます。

22節につきましては、個人、法人、町民税、固定資産税、軽自動車税等の税額修正によります還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前 11時53分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

それでは午後の部も引き続きよろしくお願ひいたします。

決算書103、104ページをお願ひいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

成果に関する説明書につきましては、48から51ページをご参照をお願ひいたします。

1款及び8款は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。

10節は、事務用品、参考図書、コピー料等の消耗品代と、各種申請書、証明書等の印刷代でございます。

11節はファクス回線利用料、郵送料、コンビニ交付に係ります手数料でございます。

決算書105、106ページをお願ひいたします。

12節は、戸籍住民票等コンビニ交付システム、マイナアシストに係ります保守点検、戸籍事務内連携対応業務、個人識別符号取得対応業務等の委託料でございます。

13節は、戸籍システム及びマイナンバー裏面プリンターの借上げ料でございます。

17節は、戸籍実務に係る先例集等のDVDの購入代でございます。

18節は、コンビニ交付に係る運営負担金でございます。

22節は、中長期在留者住所地届出等事務委託費の精算に伴う返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

続きまして、4項選挙費は、選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用のほか、令和4年度は、参議院議員通常選挙が7月10日に執行され、その経費でございます。

説明書は51ページとなります。

初めに、1目選挙管理委員会費の1節及び8節は、委員4人の報酬及び費用弁償、10節は、参考図書代でございます。

12節は、投票管理システムの保守料でございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。選挙についての啓発といたしまして、選挙ポスターコンクールを実施したものでございます。

7節は、選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代でございます。

決算書107、108ページをお願いいたします。

続きまして、3目参議院議員選挙執行費でございます。

令和4年度の選挙執行は、第26回参議院議員通常選挙のみでございまして、選挙区比例代表とも、当日有権者数2万2,986人、投票率は47.96%でございました。3年前の令和元年7月21日に執行されました第25回の参議院議員通常選挙、こちらの選挙区では、投票率50.03%であり、2.07ポイント下回ったところでございます。

1節は、選挙管理委員会委員及び投開票管理者立会人の報酬でございます。

2節は、期日前投票等に従事した会計年度任用職員の給料でございます。

3節は、選挙管理委員会書記及び投開票事務に従事した職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。

7節は、選挙公報配布賃金及びポスター掲示場設置の謝礼、図書カードを送っております。

8節は、報酬と同様の選挙管理委員会委員、投開票管理者立会人の費用弁償でございます。

10節は、期日前投票、投票日当日の投票管理者立会人及び選挙事務従事者の飲食代、入場券、選挙啓発チラシ印刷代、その他事務用品でございます。

11節は、選挙入場券の送付郵送代、郵便代、臨時電話設置に係る電話料でございます。

12節は、選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務、選挙開票所、備品設置撤去業務、そして、投票用紙読み取り分類機、設定保守業務の委託料でございます。

13節は、投票所借上げ料、投票所から開票所までの投票管理者、立会人、投票缶等の移送のためのタクシー借上げ料でございます。

17節は、投票用紙の計数機2台を購入したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

成果に関する説明書につきましては、52ページでございます。

統計調査費につきましては、今回の調査で18回目となりました就業構造基本調査、

毎年実施される労働力調査及び毎月勤労統計調査のほか、令和5年に実施されます住宅土地統計調査の準備に要しました費用と、大和町統計調査員協議会運営等に要しました費用でございます。

1節につきましては、就業構造基本調査調査員と住宅土地統計調査員指導員に係ります報酬でございます。

決算書109ページ、110ページをお願いいたします。

3節につきましては、各統計調査事務に従事した職員の時間外勤務手当等でございます。

7節につきましては、就業構造基本調査時の回答お礼品代でございます。

8節につきましては、統計調査員及び指導員の費用弁償でございます。

10節につきましては、庁内事務消耗品のほか、調査実施に当たり各調査員に配布する事務用品、食糧費につきましては、調査員を対象としました事務説明会の際のお茶代に示した費用でございます。

11節につきましては、郵便料及び調査員等の通信費でございます。

12節につきましては、社会福祉施設の入所者が就業構造基本調査の対象者となりましたことから、調査員事務を運営法人に業務委託したことによります費用でございます。

18節につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への運営事業費補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。

監査委員費は、監査委員2名、職員1名の報酬及び人件費、各種会計の監査等に要します経費でございます。監査におきましては、毎月の例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等の監査及び審査の実施となります。

1節及び8節は、監査、審査等の実施に伴います出席の報酬及び費用弁償、監査委員が参加しましたセミナー及び視察研修などの旅費でございます。

10節は、参考図書及び事務用品などの消耗品、監査時のお茶代でございます。

決算書111、112ページをお願いいたします。

18節は、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会等への支援、生活保護等の事務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰出し等に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、53ページから併せてご参照をお願いいたします。

1節は、民生委員推薦会の委員報酬でございます。

7節は、地域福祉計画推進協議会委員、民生委員推薦準備会委員会委員への謝礼でございます。

8節は、民生委員推薦準備会委員への費用弁償費分でございます。

10節は、事務用品及びコピー代、要しました消耗品費、公用車燃料費、協議会、民生委員推薦準備会開催時のお茶代、印刷製本費は価格高騰緊急支援給付金用に封筒印刷した印刷代でございます。修繕費は公用車の車検代でございます。

11節の通信運搬費は、電話料、緊急支援給付金に関わる対象者通知郵便料でございます。手数料は公用車の車検手数料、緊急支援給付金口座振込みの手数料でございます。

113ページ、114ページをお願いいたします。

自動車損害保険料は公用車の損害保険料、並びに車検等の自賠責保険料でございます。

12節は地域福祉計画、地域活動計画中間評価及び改定業務、セラピー広場の管理業務、墓地埋設法第9条に関わる火葬業務臨時特別給付金並びに緊急給付金のシステム導入業務に関わる委託料でございます。

18節は、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会ボランティアセンターへの補助金でございます。

19節は、臨時特別給付金並びに緊急給付金、火事見舞金、不慮者の一時扶助に要した費用でございます。

22節は、臨時特別支援事業費補助金確定による返還金でございます。

24節は、長寿社会対策としまして基金利子分の積立てでございます。

26節は、公用車の車検等に要しました自動車重量税でございます。

27節は、国民健康保険事業と勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、54ページとなります。

老人福祉費は、隣組いきいきサロン事業、老人クラブ活動事業、シルバー人材センターへの支援事業、敬老事業、高齢者への生活支援事業、老人保護措置事業、高齢者タクシー助成事業に要した費用でございます。

7節はコロナ禍で各地区敬老会の開催中止となりましたが、敬老対象者で新規米寿、白寿、卒寿の方に対する記念品や、令和4年度において満100歳になられた方への記念品等の記念品代でございます。

10節の消耗品費は、コピー料金であり、印刷製本費は敬老者名簿、高齢者タクシー利用助成金助成券の印刷代でございます。

11節は、敬老者に対してコロナ禍によります敬老中止のお知らせの通知に係ります通信運搬費及び敬老祝い金の口座振込手数料や、令和4年度時県内最高齢になられました江田様の祝辞筆耕料でございます。

115、116ページをお願いいたします。

12節は、在宅の高齢者等を対象といたしました寝具乾燥、消毒サービス事業、軽度生活支援事業等に要した委託料でございます。

18節は、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費でございます。補助金といたしましては、町内52地区での実施の隣組いきいきサロン事業への補助金及び大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ、老人クラブ連合会への助成金、敬老事業として実施されました各行政区への補助金交付でございます。

19節は、80歳以上の方への敬老祝い金及び満100歳の方に対する特別敬老祝い金、介護用品購入助成費用、養護老人ホーム等入所者7名分の保護措置費用、高齢者タクシーの利用助成費用でございます。

22節は、令和3年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金分2万5,500円及び令和3年度高齢者保健福祉事業会計補助金分の確定による償還金でございます。

27節は、介護保険事業勘定特別会計への町の介護給付金等の法定負担分及び人件費等を繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして3目国民年金費でございます。

国民年金に係る進達事務等に、要した費用でございます。

成果に関する説明書は、56ページをご参照願います。

10節は、事務用品、コピー料、参考図書代等でございます。

11節は郵送料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明につきましては、57ページとなります。

障害者福祉費は、障害者総合支援法による自立支援に関する各種サービスの提供、自立した生活並びに社会参加を促進するとともに、家族等の負担軽減を図るため、サービス提供に要した費用でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員に要します報酬でございます。

117、118ページをお願いいたします。

3節、4節のうちのパートタイム会計年度任用職員に要します期末手当、社会保険料、共済組合費の負担金でございます。

7節は、障害支援区分認定調査員並びに巡回支援専門員に対する謝礼でございます。

8節は、障害支援区分認定調査員への費用弁償並びにパートタイム会計年度任用職員に要します通勤手当でございます。

10節の消耗品費は、コピー料金であります。印刷製本費は課内での封筒印刷、障害

者福祉サービスガイドブック作成に係ります印刷代でございます。

11節は、通信運搬費及び医師意見書作成料や国保連合会に対する審査手数料に要しました費用でございます。

12節は、町社協への地域活動支援センター運營業務、県社協への障害者等基本相談支援事業、意思疎通支援事業、訪問入浴サービス、障害者等緊急時支援体制整備事業障害福祉システム保守などに要した委託料でございます。

13節は、障害福祉サービスシステムの賃借料、有料道路を通行に要します使用料の賃貸料でございます。

18節は、負担金といたしまして、黒川行政事務組合への障害支援区分認定審査会経費でございます。補助金としましては、大和町手をつなぐ育成会、身体障害者、要児童介護費補助、自動車運転免許取得等の助成の経費でございます。

19節は、障害者総合支援法に基づきまして、身体、知的、精神の3障害者及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業、心身障害者医療費助成などの生活支援に要した経費でございます。

119、120ページをお願いいたします。

22節は、令和3年度宮城県生涯障害者自立支援給付金負担金をはじめ、14項目の助成負担金の額の確定により国及び県に対する返還金でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明につきましては、61ページとなります。

ひだまりの丘管理費は、保健福祉総合センターの維持管理等に要した費用でございます。

10節の消耗品費はセンター内の電球、蛍光灯、事務用品等の購入費でございます。燃料費、光熱費は、センターの維持管理に要しますA重油の燃料、電気及び水道料金の費用でございます。修繕料は食堂厨房、食堂の厨房手洗い水栓、防犯カメラ、モニター、屋根のとい、消防用設備等の修繕に要した費用でございます。

11節は、電話料金、受水槽の水質検査及びセンター火災保険に要した費用でございます。

12節は、公園植栽剪定並びに除草業務、ひだまりの丘改修実施設計業務、総合案内、警備業務、機械設備保守点検などの設備管理業務委託料でございます。

13節はセンター内にあります食堂の業務用食器洗浄機と、1階に配置しておりますAEDの機械のリース料及びテレビの聴取料でございます。

14節は、冷温発生装置仕切り版の交換工事並びに雨漏り補修工事に要しました経費

でございます。

17節は、大和町高齢者デイサービスセンターひだまりの丘の特殊浴槽購入事業に要しました経費でございます。

121、122ページをお願いいたします。

18節は、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

成果に関する説明書は62ページをご参照願います。

18節は、県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長 （村田充穂君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、62ページ、63ページを併せてご参照願います。

児童福祉総務費につきましては、児童遊園の管理、幼児ことばの教室、安心子育て医療助成、子ども虐待防止の推進、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支給、未熟児養育医療給付、子ども・子育て医療支援対策、児童支援センター保育対策総合支援、保育士等処遇改善に要した費用でございます。

1節は、子ども・子育て会議委員への報酬と、子ども家庭支援員等の会計年度任用職員に要した費用でございます。

決算書123ページ、124ページをお願いいたします。

7節は、未就学児を対象としました幼児ことばの教室指導者への謝金でございます。

8節は、子ども・子育て会議委員の費用弁償と、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、事務用消耗品、図書購入費、公用車の燃料費、子ども・子育て会議等のお茶代、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本代、児童遊園の光熱水費と修繕料等でございます。

11節は、安心子育て医療助成及び児童扶養手当事務に関する郵便料、児童支援センターの電話代、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害賠償保険料等でございます。

12節は、児童支援センターの運營業務委託及び安心子育て医療給付、未熟児医療給付の審査及び支払い事務の委託、児童支援センターのエアコン等の清掃に要した費用、さらに児童遊園の管理委託、遊具点検、除草作業等の施設管理に係る業務の委託に要したものでございます。

13節は、児童福祉担当者の研修会などの際の有料道路通行料でございます。

14節は、児童スポーツ広場の施設利用に係る看板設置工事でございます。

17節は、子ども家庭課で用いるシュレッダーの備品購入でございます。

決算書125ページ、126ページをお願いいたします。

18節は、子育て支援サークル団体への補助を行ったものです。また、保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症に対する保育施設の体制を整えるための消毒業等に費やす費用や物品購入への補助、並びに勤務する保育士等の処遇改善臨時特例事業として、主給与収入を3%ほど引き上げる措置に対するに要する経費に補助を行ったものでございます。

19節は、安心子育て医療、未熟児養育医療費の助成でございます。

22節は、令和3年度分のコロナウイルスセーフティネット強化交付金、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金等の確定による返還金でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。

説明書につきましては、64ページを併せてお願いいたします。

児童措置費のうち、子ども家庭課所管分につきましてはご説明いたします。

児童措置費につきましては、児童手当支給、第三子以降育児支援、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、並びに令和4年度新規事業になります出産子育て応援交付金に要した費用でございます。

1節及び8節は、事務補助に係る会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。

10節は、事務用消耗品の購入、児童手当発送用封筒の印刷製本代などでございます。

11節は、児童手当現況届の通知等の郵便料、大和安心出産子育て応援ギフト、子育て世帯生活支援特別給付費に係る口座振込手数料でございませう。

12節は、児童手当業務において、マイナンバーによる公金口座取得に対応するため、システムを改良した費用でございませう。

13節は、児童手当システムの賃借料でございませう。

18節は、大和安心出産子育て応援ギフトとして、妊婦302名、新生児176名にそれぞれ10万円を、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、対象児童248名に5万円を支給したものでございませう。

19節は、児童手当の支給並びに第三子以降育児応援給付金として、出産祝い金10万円を25名、小学校入学祝い金5万円を44名、中学校入学祝い金5万円を17名支給したものでございませう。

決算書127ページ、128ページをお願いいたします。

22節は、令和3年度児童手当等交付金確定による返還金でございませう。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

同じく、2目児童措置費、町民生活課分でございませう。

決算書125、126ページになります。

成果に関する説明書は64ページにあります。

10節は、お誕生祝いメッセージカード台紙代などでございませう。

以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

議長（高平聡雄君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長（村田充穂君）

続きまして、3目母子福祉費でございませう。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療助成及び母子福祉対策に要した経費

でございます。

10節はコピー代、事務用消耗品の購入、受給者証等の印刷代でございます。

11節は受給者証等の郵送に係る経費でございます。

18節は、大和町母子福祉会への運営事業補助でございます。

19節は、母子父子家庭医療助成で、受給者299名の助成を行ったものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

説明書につきましては、65ページから68ページを併せてお願いいたします。

保育所費につきましては、保育所管理費、私立認可保育園及び認定こども園の運営費、特別保育事業、障害児保育事業等への補助金、並びにもみじヶ丘保育所運営費、子育てのための施設等利用給付、病後児保育事業に要した経費でございます。

1節は、もみじヶ丘保育所における保育士業務に係ります会計年度職員の報酬でございます。

決算書129ページ、130ページをお願いいたします。

7節は、もみじヶ丘保育所における退所式、入所式、運動会の際の記念品、賞品の購入です。並びに保育所入所選考委員会委員と、保育所内研修の際の講師の謝金でございます。

8節は、保育所職員の研修旅費、会計年度職員の通勤手当でございます。

10節は、もみじヶ丘保育所及び病後児保育室に係るもので、コピー代、保育教材費、事務用消耗品、ガス、灯油代、電気水道代、来客用のお茶代、卒業文集や保育所利用申込書等の印刷製本費、施設の小破修繕料、保育所給食の賄い材料購入に要した費用でございます。

11節は、もみじヶ丘保育所病後児保育室の電話料金、保育所のエアコンヒーター等の施設点検料、保育所職員の衛生検査手数料、保育料の口座振替に関する手数料、火災保険料、病後児保育室に係る施設賠償と傷害保険料でございます。

12節は、私立認可保育園への運営費委託、もみじヶ丘保育所の給食調理、清掃警備業務、消防施設の点検、病後児保育室の運営委託、警備業務、保育所システムの保守等に係る委託経費でございます。

13節は、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機、給食室冷蔵庫のリース料、清掃業務のレンタル料、病後児保育室のAED及び発券機のリース料、子ども・子育て支援システムの賃借料でございます。

14節は、もみじヶ丘保育所の給食室に設置したスチームコンベクションオーブンの設置工事及びプールの更新工事に要した経費でございます。

17節は、もみじヶ丘保育所の清掃業務等の備品購入でございます。

18節のうち負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴う認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業利用者への給付及び各種協議会への負担金です。補助金は、認可外保育施設や企業主導型保育事業を利用した保護者に対し、利用料の補助を行ったもののほか、一時預かりや延長保育、地域子育て支援拠点事業の特別保育事業並びに障害者保育などに係る運営費の一部を私立運営補助したものです。

22節は、令和3年度子ども・子育て支援交付金及び子育てのための施設等利用給付交付金の精算確定によります補助金の返還金でございます。

決算書131ページ、132ページをお願いいたします。

続きまして、5目児童館費でございます。

説明書につきましては、68ページ、69ページをお願いいたします。

児童館費につきましては、7つの児童館と放課後児童クラブの管理運営事業に要した経費でございます。

1節は、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬と、会計年度任用職員に係る経費でございます。

7節は、児童館、児童クラブ職員研修に係る講師謝金、宮床児童館ほか2施設運営事業者選定に係る委員謝金等でございます。

8節は、児童館運営協議会委員の費用弁償、児童館職員の研修旅費、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

決算書133ページ、134ページをお願いいたします。

10節は消耗品の購入、ガス、灯油代、来客用お茶代、電気水道代、施設小破10修繕に要した経費でございます。

11節は、電話料、郵便料、衛生検査手数料、放課後児童クラブ利用料の口座振替手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。

12節は、吉岡児童館及び宮床児童館、もみじヶ丘児童館、吉岡放課後児童クラブの5施設に係る運營業務、エアコン点検清掃業務、自動ドア点検、床暖房システム点検、各児童館の消防施設点検警備等に係る委託業務でございます。

13節は、各児童館のAED、印刷機、清掃用具及び放課後児童クラブシステムの賃借料並びに児童館職員研修時の駐車料金でございます。

14節は、吉岡児童館の玄関ドア交換、もみじヶ丘児童館の遊戯室照明器具交換、もみじヶ丘出張所当時の広告看板がございましたので、それに係る撤去工事でございます。

17節は、吉田児童館に掃除機、シュレッダー、落合児童館にガスコンロ、もみじヶ丘にスタンドライト、吉岡放課後児童クラブに防犯カメラを購入した経費でございます。

18節は、宮城県児童館連絡協議会及び防火管理者協会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブと民営の放課後児童クラブ、児童支援員のキャリアアップ処遇改善補助等に対して、支出して補助したものでございます。

22節は、平成30年度から令和2年度に係る子ども・子育て支援交付金の額の確定による返還金でございます。

続きまして6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費でございます。

18節は、令和4年3月に出生した支給対象児童の申請受付が4月になりますことから、令和3年度より明許繰越とした事業で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童1人当たり10万円の給付を行ったものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、135、136ページをお願いいたします。

続きまして3款3項1目災害救助費でございます。福祉課に関する項目の説明をいたします。

主要な施策の成果に関する説明につきましては、69ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

18節の補助金につきまして、350万円につきましては、令和4年3月16日発生しました福島沖地震による被災世帯に対し、被災者住宅の再建、支援補助金を対象となった3世帯に対し交付したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

同じく、3項1目災害援助費の危機対策分でございますが、福島県沖を震源とする地震の被災した住宅の応急処置、処理、応急修理につきまして、国、県の財源により、被災者やその一部を助成したものでございます。

18節は、応急修理を必要とした方16件、628万7,000円を助成したものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈、伴走型相談支援、栄養改善、健康づくり推進、献血、自死対策の各事業に要しました費用及び黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業、下水道事業への出資繰出金でございます。

成果に関する説明書は、70ページから78ページにかけてとなります。併せてご参照をお願いをいたします。

1節は、食育推進会議委員報酬及び乳幼児健診、育児相談、妊産婦新生児訪問指導等の事業に従事いたしました保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員などの専門職種に関わる会計年度任用職員に対する報酬でございます。

7節は、報償金としまして、保健推進員、乳幼児各種健診、マタニティセミナー、新生児訪問の医師、助産師、心理相談員等の謝礼、食生活改善推進委員会、研修会の講師謝礼、健康たいわ21プラン推進委員会の委員謝礼、メンタルヘルス相談員の謝礼でございます。

決算書137、138ページをお願いをいたします。

引き続き7節になります。賞賜金といたしまして、退任された保健推進員の方への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本とバックの購入、健康づくり実践者表彰及び献血協力者への記念品等購入に要しました費用でございます。

8節は、全国保健師活動研究集会職員が参加いたしました旅費、食育推進会議等開催時の委員費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、健康づくり推進事業、新生児訪問、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品、衛生用品、パンフレット等の購入費用、並びに各種会議のお茶代、母子手帳別冊、母子保健事業予定表などの配布物の印刷、公用車3台の燃料代、車検整備費用などでご

ございます。

11節は、家庭訪問時の外出時に使用いたします携帯電話の料金、各種検診等の通知に要しました郵便料金、健診で使用しましたタオルなどのクリーニング代、公用車の損害保険料及び保健推進が加入いたします傷害保険料などに要した費用でございます。

12節は、休日当番医制度の委託料、乳幼児健診、妊婦・産婦の健診、マタニティセミナー募集、健康手帳アプリ運用保守業務、新生児聴覚検査、産後ケア事業、健康管理システムの改修費用、健康増進モデル地区事業への講師派遣等に要しました委託費でございます。

13節は、健康管理システム及び機器の借上げ料、精密検査動向などで職員が出張した際の高速道路料金、有料駐車場使用料でございます。

17節は、3歳児健診視覚検査に使用いたします屈折検査機器を新たに購入したものの。

18節は、黒川地域行政事務組合の黒川病院及び黒川斎場の運営に係ります負担金のほか、黒川地区地域医療対策委員会、宮城県精神保健福祉協会などへの負担金でございます。補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会の活動補助金となっております。

19節は、里帰り先で受けた妊婦・産婦健康診査費用及び新生児聴覚検査費用の償還払いによる助成、並びに特定不妊治療費助成に要しました費用でございます。

決算書139、140ページをお願いいたします。

23節は、水道事業及び下水道事業会計の出資金でございます。

26節は、公用車2台分の自動車重量税でございます。

27節は、水道事業及び下水道事業会計の繰出金となっております。

続きまして、2目予防費でございます。

成果に関する説明書につきましては、78ページから82ページまでとなっております。

この予防費につきましては新型コロナウイルス感染症を含みます感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診ほか健康教育健康相談、健康づくりモデル事業、新型コロナウイルスワクチン接種などに要しました費用でございます。

1節は健診準備、各種予防接種、住民健診、新型コロナウイルスワクチン接種準備などに従事しました保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などの専門職種の会計年度任用職員の報酬です。

7節は、サブロー健康塾、健康づくりモデル事業などの講師及び予防接種、健康被害調査委員会の謝礼でございます。

8節は、予防接種健康被害調査委員会の費用弁償及び各事業に従事しました会計年

度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、予防接種、健康教育、各種検診及び新型コロナワクチン接種事業の事務用品、教材などの消耗品、予防接種券予診票、がん検診、歯周病検診の受診票、さらには発送用封筒などの印刷製本費用、救急用衛生用品の購入に要しました費用でございます。

11節は、各種健診、受診票、新型コロナワクチン接種等の予診票及び結果通知、がん検診クーポンなどの発送に係ります郵送料、新型コロナワクチン接種コールセンターの電話料金でございます。

12節は、結核検診、各種予防接種、健康増進法に基づきます健康診査、各種がん検診、脳健診及び新型コロナワクチン接種関連では、コールセンター運營業務、ワクチン移送業務、接種券作成業務、ワクチンの追加接種対応のためのシステム改修業務、集団接種会場の運営及び個別医療機関でのワクチン接種業務等の委託に要しました費用でございます。

13節は、職員出張時の高速道路料金、有料駐車場使用料、新型コロナワクチン接種ウェブ予約システムの利用料でございます。

18節は、庁舎内へのPCR検査センター設置に係る負担金でございます。なおこの検査センターの負担金につきましては、運營業者が県から補助金を受領後に、同額を町のほうにも納付していただいているものであります。

19節は、里帰り時の予防接種費用、医療用ウィッグ、乳房補整具購入の助成に要した費用であります。

決算書141、142ページのほうをお願いいたします。

同じく19節、子供のインフルエンザ予防接種費用の助成、新型コロナウイルスワクチン接種に係ります健康被害救済の認定者に対する給付金でございます。

22節は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の確定に伴います返還金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。環境計画推進、環境美化推進、ごみ不

法投棄防止、公衆衛生活動、EMS事務推進、公害対策、狂犬病予防の事業に要した費用でございます。

成果に関する説明書は、83ページから85ページをご参照願います。

1節は、環境審議会委員の報酬でございます。

7節は、環境美化推進員の謝金でございます。

8節は、環境審議会委員の費用弁償でございます。

10節は、事務用品、コピー料、防疫薬剤代、狂犬病予防注射済票代、ペットマナー啓発看板、公用車燃料代、臨時粗大ごみ回収周知チラシ印刷代、防疫機器修繕費等でございます。

11節は、電話料、郵送料、公用車保険料等でございます。

12節は、不法投棄監視パトロール及び撤去作業、不法投棄ごみ処理、臨時粗大ごみ運搬処理、機密文書処理、河川水質検査、狂犬病予防注射業務等に係る委託費でございます。

決算書143、144ページをお願いいたします。

13節は、狂犬病予防注射時の会場借上料でございます。

17節は、背負式防疫薬剤散布機及び公用車の購入代でございます。

18節は、町環境衛生組合連合会、黒川食品衛生協会大和支部への補助金及び宮城グリーン購入ネットワークの負担金でございます。

26節は、公用車購入に係ります重量税でございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理事業資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場跡地の維持管理、災害廃棄物処理に要した費用でございます。

成果に関する説明書85から87ページをご参照願います。

1節は、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

7節は、ストックヤード除草業務の謝金及び資源回収団体に対する資源回収奨励金でございます。

8節は、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。

10節は事務用品、ごみ集積場看板代、会議場お茶代、ごみ収集計画表、分別収集パンフレット印刷代、集積場の修理代等でございます。

11節は、コンテナ保管庫の火災保険料等でございます。

12節は、一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収業務、宮床山田最終処分場跡地の除草業務、災害廃棄物運搬処理業務等でございます。

14節は、宮床山田最終処分場跡地の側溝修繕工事費でございます。

18節は、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費負担金、地区クリーンステーション整備補助金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時 4分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

それでは引き続きよろしく願いいたします。

決算書145ページ、146ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費でございます。

成果に関する説明書につきましては、88ページから89ページとなります。併せてご参照をお願いいたします。

農業委員会活動及び農業者年金受託事務事業に要しました経費でございます。

1節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

8節費用弁償は、農業委員等の総会出席及び案件の現地調査の際の費用弁償でございます。

9節につきましては、農業委員会会長の交際費でございます。

10節消耗品費は、コピー代ほか、事務用品代、印刷製本費は、農業委員会だより及び農地転用等の申請書の印刷代でございます。

11節は、郵便料金及び現地調査用タブレット端末の通信費でございます。

12節は、農地台帳システム更新業務及び保守料でございます。

13節は、車借上料は農業委員等の研修時のバス借上料で、システム利用料は農地台帳システムの利用料でございます。

決算書の147ページ148ページをお願いいたします。

17節は、農家台帳システム端末及び現地調査用タブレット端末5台分の購入費でございます。

18節は、宮城県農業会議、宮城県農業者年金協議会の負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは2目農業総務費のうち、財政課所管分につきましてご説明申し上げます。

町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふれあいセンターの施設管理運営に要した経費でございます。

主な支出でございますが、10節需用費につきましては、消耗品費といたしまして、清掃用具購入、燃料費はガス、灯油代、光熱水費は電気、水道料金、修繕料は各施設のトイレや照明の修繕等でございます。

11節は電話料金、建物共済分担金、施設賠償保険料などでございます。

12節業務委託は、町民研修センターの窓口、日直業務委託等でございます。施設備品管理委託につきましては、各施設の清掃業務、消防設備保守点検業務等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、2目農業総務費のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げます。

成果に関する説明書につきましては、89ページでございます。

農林振興課分につきましては、人件費、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管

理が主なものでございます。

10節消耗品費は、プリンタートナー代、ふれあい農園用管理用消耗品費、公用車のタイヤ購入費、燃料費は公用車及び宮床ふれあい農園の管理費の燃料代、光熱水費は宮床ふれあい農園の水道、電気料、修繕料は公用車整備及び宮床ふれあい農園の管理費、受水槽の修繕に要したものでございます。

11節自動車損害保険料は、公用車自動車共済分担金、保険料は宮床ふれあい農園管理棟の建物共済分担金でございます。

12節業務委託は、ふれあい農園の施設管理で施設備品管理委託料も宮床ふれあい農園の合併処理浄化槽の維持管理清掃に要したものでございます。

149ページ、150ページをお願いいたします。

18節は、公益社団法人宮城農業振興公社原種苗事業に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

次、続きまして3日農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては、89ページから91ページでございます。

農業の振興に要しました経費であり、農業制度資金利子補給事業、水稻病虫害防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、大和産業まつり事業、農業経営改善支援活動費、多面的機能支払交付金事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リース等事業及び有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1節は、有害鳥獣被害対策実施隊45名の報酬でございます。

7節は、認定農業者の農業経営改善計画審査のための農業経営改善相談支援チーム員会議の際の報奨金でございますが、書面による審査としたため支出はございませんでした。

8節は、農業振興地域整備促進協議会の会議出席員の費用弁償ですが、開催案件がなかったため不用額となったものでございます。

10節消耗品費は、イノシシ捕獲用くくりわな300基及び部品代及び多面的機能支払交付金、事務事業用のコピー代等でございます。燃料費は公用車のガソリン代で、修繕費用はクマ捕獲用箱わなの修繕に要したものでございます。

11節は、有害鳥獣対策の連絡用携帯電話の通信費用でございます。手数料は、吉岡古館地内に現れましたニホンジカの捕獲時に使用した水準の経費でございます。自動車損害保険料は、公用車自動車共済分担金でございます。

17節機械器具費は、有害鳥獣対策として、イノシシ等捕獲用わな10基を購入したも

のでございます。

18節負担金につきましては、全国及び東北支部の中山間地域活性化推進協議会、町有害鳥獣被害対策協議会への捕獲経費等の負担金、補助金につきましては、農業制度資金利子補給、黒川農作物病害虫防除推進協議会、黒川地域農業用廃プラスチック適正処理推進協議会、大和産業まつり実行委員会、新規就農者への経営確立支援補助、多面的機能支払交付金、中山間地域振興事業としての緑の少年団等への補助、中山間地域等直接支払交付金事業として、難波地区及び金取北地区への補助、J A新みやぎを通しての野直所、産直リースハウス事業等でございます。また、有害鳥獣対策等対策事業といたしまして、個別に農家が設置しております12件の鳥獣被害侵入防止柵補助、狩猟免許新規取得及び更新に係る費用の一部助成、国の補助金を活用しまして、イノシシの被害を防止するため、地区が共同で設置しました侵入防止柵の管理費等として、令和4年度は、金取南、南川地区3.7キロ、金取北地区7.7キロに対しまして、それぞれ1キロ当たり10万円の補助を行ったものでございます。

決算書の151ページ、152ページをお願いいたします。

次に、4目畜産業費でございます。

成果に関する説明書につきましては、91ページでございます。

町畜産振興協議会を通じて、畜産農家への予防接種の支援、管内肉用牛の素牛に対する支援などを行ったものでございます。

11節手数料は、畜産農家購入飼料支援事業に係る口座振込手数料。

18節負担金は、町畜産振興協議会及び県畜産協会の負担金、補助金は、繁殖牛子牛自己共助事業及びJ A新みやぎあさひな地区、管内肥育素牛販売促進事業対策事業への補助金、さらに畜産農家が新型コロナウイルス感染症の影響や、国際情勢の変化により、飼料価格が高騰し大きな影響を受けましたことから、肥育繁殖及び酪農家に対しまして、頭数に応じた支援に要した費用でございます。

24節は、肉用牛貸付け事業運営基金の利子分を積立てしたものでございます。

次に、農地費でございます。

成果に関する説明書につきましては、92ページとなります。

老朽化した農業用施設改修事業として、豊かなふるさと保全整備事業、小野地区排水路改修事業、排水機場洪水調整事業、農業水利施設機能保全緊急対策事業、吉田地区農地整備事業、田んぼダムの普及推進整備事業、農地及び農業用施設の改修を支援するための町単独支援事業としての農業環境整備事業及び王城寺原演習場周辺障害防止対策事業に要した費用でございます。

7節は、ため池の除草作業を地区へ依頼した際の報奨でございます。

10節消耗品費は、ニジマス土地放流代、田んぼダムを推進するための堰板購入等の経費で、ため池等での事故防止のための注意喚起看板の購入費用等でございます。食糧費は事業等説明会の際のお茶代でございます。修繕料は農業用排水路、ため池の修繕に要した費用でございます。

11節は、農業用取水堰、水路、ため池等の農業用施設の損害賠償保険料でございます。

12節は、杜の丘ため池等の維持管理業務、落合舞野地区、東北自動車道付近の水路土砂撤去業務、吉田地区農地整備事業に係る金取北地区の農地農用地等集団化業務及び沢渡地区の地形図作成業務等に要した費用でございます。

13節有料道路交通料は、高速道路の利用料でございます。著作権使用料は、建設物価版等の刊行物掲載単価のデータ利用料でございます。

14節は、県の補助事業、豊かなふるさと保全整備事業を活用した宮床難波地区の農道の一部舗装、町単独事業として、小野地区の排水路改修を行ったものでございます。決算書の153ページ154ページをお願いいたします。

15節は、農道等補修用常温アスファルト合材及び敷砂利代でございます。

18節負担金は、吉田川流域ため池大和町ほか3市3か町村組合及び大衡村ほか1町、牛野ダム管理組合、宮城県土地改良事業団連合会、吉田川流域土地改良事業連絡協議会、吉田堰用水路改修事業工事負担金、県営土地改良事業での、吉田金取地区の農地整備事業の負担金、鶴巣地区下草堰、北目堰の計画調査負担金で、補助金は、大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業、用排水路及び排水機場の補修費の補助、農業環境整備事業として、農家などが行った農地23件及び農業用施設22件の改修整備に対して補助を行ったものでございます。

27節は、下水道事業会計へ繰り出ししてございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書につきましては、93ページから94ページでございます。

国の経営所得安定対策に基づく町水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用のほか、農業経営継続支援事業として、コロナ禍により需要低迷による米価下落に対して10アール当たり1,000円、世界情勢の変化等により肥料等の農業資材及び光熱動力費の高騰に対して、10アール当たり3,000円の支援に要した費用等でございます。

7節は、転作現地確認調査の立会い及び人農地プラン検討委員会委員の謝礼でござ

います。

10節消耗品費は、検索、現地調査のための事務用品代及びコピー代、食糧費は集落代表者説明会等の際のお茶代でございます。

11節通信運搬費は、経営所得安定対策交付金、交付申請書等の郵送料、手数料は、農業経営継続支援事業に係る口座振込手数料でございます。

12節業務委託は、経営所得安定対策システムの保守、農林水産省共通申請システムデータ連動プログラム作成業務に要した費用。

13節機械借上げ料は、経営所得安定対策支援システム賃借料、車借上料は転作現地確認の際の車借上料でございます。

18節補助金は、町地域水田農業推進協議会への補助金として、水田農業構造改革対策支援事業、集落内での転作の話合い経費として、50組合に水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業等として5組合に対しまして、転作用機械補助、国等の補助事業を活用して、環境保全米に対する取組、コロナ禍の米価下落、世界情勢の変化による肥料等高騰に対する農家支援を行っております。

次に、2項林業費1目林業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては、94ページ、95ページでございます。

林業の振興、林道の維持管理を行ってございますが、森林管理巡視業務、森林病虫害対策、民有林育成対策推進事業、森林経営管理制度意向調査業務、林道橋梁補修及び林道維持管理業務、県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線の工事負担金でございます。

7節は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線、壇の下線、長倉山線等の除草及び支障木の除去等に係るもの、また、森林環境譲与税の活用の基本方針を定めるための検討委員会の委員謝礼等でございます。

10節消耗品費は、林道現地確認用事務用品代として、修繕料は林道嘉太神線の修繕に要した費用でございます。

12節は、森林管理巡視業務、森林病虫害防除業務、南川ダム千本桜維持管理業務、蛇石せせらぎの森管理業務、林道大平桑沼線等の除草業務、森林クラウドシステム運用業務及び林道高倉線除雪及び支障木撤去業務に要した経費でございます。また、森林経営管理制度移行調査業務につきましては、令和3年度から繰越明許し、南川ダム上流部の吉田金取北地区で実施したものでございます。また、令和4年度分につきましては宮床、中野、真光寺地区を対象といたしましたが、対象面積及び人数の大幅な増加により、現森林所有者の特定に不測の時間を要したことから、令和5年度に繰越明許としてございます。

14節は、林道滝の原蘭山線の一部補償舗装新設、林道稲沢線に係る稲沢1号橋等の橋梁補修工事を実施したものでございます。また、令和3年度からの繰越明許は、稲沢3号橋等の林道橋の補修工事でございます。

15節は、林道補修に要します砕石購入費用でございます。

18節負担金は、県林業振興協会、県緑化推進委員会、日本桜の会、一般社団法人林業安全協会等への会費負担金、また、県営事業として、林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業負担金でございます。補助金は、民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業及び町林業地域振興協議会への補助でございます。

24節は、森林環境譲与税基金の利子分を積立てしたものでございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては、96ページとなります。

決算書につきましては、155ページ、156ページをお願いいたします。

大和町発祥の伊達いわなの知名度向上及び特に町内での販路拡大のための支援及びPR事業を行ったものでございます。

10節の消耗品費につきましては、伊達いわなPR用ののぼり旗等啓発用品代、水槽管理用清掃用品代でございます。印刷製本費につきましては、伊達いわなリーフレットの増刷、チラシの印刷費でございます。

12節は、水槽清掃等の管理に要したものでございます。

18節補助金は、生産者に対して、事業参加店舗へ出荷した伊達いわなの匹数に応じて支援を行った伊達いわな支援事業でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、商工部門につきましてご説明いたします。

決算書157、158ページをお開きください。

主要な施策の成果に関する説明書は、97ページからとなります。

6款1項1目商工総務費につきましては、職員人件費に係るものでございます。

2目商工振興費、商業及び工業の振興、企業誘致活動、また新型コロナウイルス感染症関連に伴う事業者支援に要した経費でございます。

8節は、宮城県企業立地セミナー、企業訪問に要したものの。

10節は、コピー代、事務用品等の消耗品代。

11節は、企業立地セミナー参加の際、借用したはんでんのクリーニング代、新型コロナウイルス感染症関連に伴う事業者支援補助金の振込手数料、オープンファクトリー工場見学会参加者保険料。

12節は、仙台北部中核工業団地内団地法面、同工業団地中央公園内歩道等の除草及び支障木伐採業務に要したものの、黒川地域産業説明会プロジェクター設置業務料でございます。

13節は、オープンファクトリー工場見学会参加者送迎車用のバス借上げ代。

18節の負担金は、町中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会、県企業立地セミナー実行委員会の負担金、補助金は黒川商工会に対する事業費補助及び割増商品券発行事業に係る割増分の補助、大和まるごと市及びテークアウトまつりの助成、空き店舗活用総合者等への助成として、地域で頑張る事業者応援補助補助金、中小企業振興資金等利子補給、企業誘致対策としまして、企業立地奨励金2社、用地取得奨励金1社に要したものの、新型コロナウイルス感染症関連支援事業としまして、大和町事業安定化補助金にしたもの。

21節は、中小企業振興資金貸付預託金でございます。

次に、3目観光費でございます。

決算書159、160ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は、99ページからとなります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然体験型観光の推進、本町の観光物産振興を図るための大和町観光物産協会への支援、まほろば夏祭り等イベント等への助成、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節は、升沢及び七ツ森自然遊歩道等の除草、倒木処理作業、升沢避難小屋等の管理に要したものの。

10節の消耗品費はコピー代、事務用及び施設管理用消耗品、公用車普通タイヤ、スタンプラリー用景品、アサヒナサブロートートバッグ、オートキャンプ場開設に伴う消耗品代等、燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブック、七ツ森散策マップ、町歩きガイドマップの増刷、ノベルティー用アサヒナサブローシール作成代、光熱水費は旗坂野営場トイレ等の電気料、修繕料は町道吉岡吉田線、観光案内板修繕、立輪水辺公園トイレ屋根塗装修繕、旗坂野営場いろり等、丸太椅子修繕、四十八滝運動公園漏水修繕、七ツ森陶芸体験館煙突修繕等に要したものでございます。

11節の通信運搬費は、アサヒナサブローに届いた応援年賀状に対しての返信用はがき代、手数料旗坂野営場給水施設水質等検査手数料、着ぐるみ等のクリーニング代、火災及び自動車保険、自動車損害保険料は、商工観光課所管の町有建物災害共済分担金、公用車の自動車損害保険料、保険料はレンタサイクル損害保険等に要したものでございます。

12節業務委託料は、大和町観光案内業務、観光バスツアー実施業務、観光PR動画配信のための観光プロモーション事業、アサヒナサブローエア着ぐるみの作成代、南川宮床ダム周辺の公園管理業務等、四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ公園及び七ツ森陶芸体験館の指定管理料に要したものの、施設備品管理委託料は、旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。

13節会場借上料は、吉岡地区本陣案内所、船形山入山届ポスト設置場所の賃借代、機械借上料は吉岡町本陣案内所、南川ダム資料館、花野果広場に設置したAEDのリース代でございます。

14節は四十八滝運動公園オートキャンプ場新設工事、関連工事としまして、案内看板設置工事、照明灯移設工事のほか、四十八滝運動公園のほか2施設に設置した防犯カメラの設置工事、蛇石せせらぎ公園簡易水洗トイレ改修工事に要したものでございます。

15節は、蛇石せせらぎ公園駐車場通路整備用の砕石代として。

18節負担金は、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、仙台宮城観光キャンペーン、宮城黒川地域地場産業振興協議会、船形山御所山連絡協議会及び防火管理者講習会負担金、補助金は、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、島田飴祭り、花嫁道中、まほろば夏祭りへ助成を行ったものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課課長 亀谷 裕君。

都市建設課課長 （亀谷 裕君）

続きまして、7款土木費でございます。

土木費につきましては、道路、河川、橋りょう、都市計画、町営住宅及び子育て支援住宅の維持管理建設に係る費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、102ページから107ページとなり

ます。

決算書161、162ページをお願いいたします。

初めに、1項1目土木総務費でございます。

説明書につきましては、102ページをご参照願います。

1節につきましては、パートタイム会計年度任用職員及び空き家対策協議会委員の報酬に要しました費用。

8節は、空き家対策協議会委員の費用弁償及びパートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要した費用でございます。

10節はコピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入、並びに道路計画説明会などにおけますお茶代に要しました費用でございます。

11節は、道路パトロール、災害及び除雪などの連絡に使用しました携帯電話4台の通信料に要しました費用でございます。

12節は、対象町道666路線、修正22路線の道路台帳作成及び修正業務のほか、町営橋本、山の神住宅団地の土地境界確定図作成のための測量業務に要します費用。

13節は、工事に伴います工場検査の際の有料道路通行料、研修会などの駐車場使用料、建設物価調査会などへの著作権使用料及び土木工事積算システムの借上げなどに要しました費用でございます。

決算書163、164ページをお願いいたします。

15節は、土地境界用資材の購入に要した費用。

18節は、宮城県道路協会ほか10の各種協会などへの負担金のほか、補助金は私道等整備対策に係ります助成1件に要しました費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節は、除雪補助作業等に要しました費用。

10節はコピー料金、道路照明灯に係る電気料、公用車両などの燃料代及び町道の修繕、バスターミナルにかかる電気料、上下水道料のほか、除融雪PR用チラシの印刷代に要しました費用でございます。

11節は、公用車等に係る保険料、バスターミナルの火災保険料などに要した費用。

12節は、除雪及び融雪などに係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹剪定伐採、道路清掃土砂撤去などに係る業務、並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務のほか、町道江南松坂平線道路法面修繕に係る測量及び実施設計業務に要した費用でございます。

13節は、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地借上げに要しました費用。

14節は、単独事業といたしまして、町道裏街道線ほか3路線の舗装修繕工事、町道長町線ほか1路線の側溝修繕に要した費用のほか、下段の明許繰越費は、令和3年度からの繰越してございます町道山下大沢線ほか4路線の舗装工事及び町道長町線側溝修繕工事に要しました費用、その下段の繰越明許費につきましては、町道吉岡吉田線の舗装修繕工事につきまして、令和5年度へ繰越してございます。

15節は、碎石、アスファルト合材等、道路維持補修用の資材、道路附属物資材及び融雪剤の購入に要しました費用でございます。

決算書165、166ページをお願いいたします。

17節は、側溝運搬用つり金具2セットの購入に要しました費用。

26節は、都市建設課所管の3.5トンダンプ、パトロール車、作業用軽トラック、合計3台の重量税に要しました費用でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

説明書につきましては、103ページをお願いいたします。

10節につきましては、コピー料金、図面の複写機に係ります消耗品費、積算参考図書購入などに要しました費用。

12節は、国土交通省補助事業、単独事業といたしまして、業務委託は、町道大崎三ノ関線ほかの交通量調査業務等に要しました費用、下段の繰越明許費は町道吉田落合線土地分筆登記業務につきまして、令和5年度へ繰越してございます。その下段の事故繰越は、町道舞野下草線視距不良改良工事に伴う土地分筆登記業務を令和5年度へ繰越してございます。次に、測量設計施工管理委託としましては、七ツ森大橋ほかの橋梁点検業務のほか、橋梁長寿命化を目的とした修繕計画業務及び悟溪寺橋橋りょう補修工事積算施工管理業務、仮称下草橋上部工架設工事積算業務、仮称下草橋取付道路としての、町道舞野下草線用地測量業務などに要しました費用、下段の明許繰越費は令和3年度からの繰越してございます悟溪寺橋橋りょう補修工事積算施工管理業務に要しました費用でございます。下段の繰越明許費は、悟溪寺橋橋りょう補修工事積算施工管理業務のほか、悟溪寺橋橋りょう補修工事に伴う産業廃棄物処理業務について、令和5年度へ繰越してございます。

14節は、国土交通省補助事業といたしまして、町道舞野下草線視距不良改良工事の前払い金に要しました費用のほか、町道小鶴沢線舗装改良工事に要しました費用でございます。繰越明許費は、令和3年度からの繰越してあります悟溪寺橋橋りょう補修工事に要しました費用、下段の繰越明許費は、令和4年度分の悟溪寺橋橋りょう補修工事、町道小鶴沢線舗装改良工事、町道舞野下草線視距不良改良工事について、令和

5年度へ繰越してございます。防衛省補助事業といたしましては、町道上柴崎線道路改良工事、天皇寺地区ほかの排水路整備工事に要しました費用、繰越明許費は、令和3年度からの繰越しであります天皇寺地区ほかの排水路整備工事に要しました費用でございます。単独事業としましては、町道保福寺線の道路改良工事に要しました費用でございます。

16節は、町道舞野下草線視距不良改良工事におきまして、地権者1名、対象面積515.34平米の土地購入の前払金のほか、町道吉田落合線は地権者1名、対象面積161.24平米の借地土地購入費の前払金に要した費用でございます。下段の繰越明許費は、令和3年度からの繰越しでございます町道舞野下草線視距不良改良工事、地権者2名、対象面積1,382.1平米の土地購入に要しました費用。

決算書167、168ページをお願いいたします。

事故繰越は、町道舞野下草線視距不良改良工事に伴います地権者1名の土地購入費を令和5年度へ繰越してございます。

18節は、繰越明許費としまして、令和3年度からの繰越しでございます国土交通省にお願いしております、仮称下草橋下部工工事及び宮城県で実施しました吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴います下の原橋撤去の工事負担金に要しました費用、下段の繰越明許費は、仮称下草橋下部工工事負担金及び町道舞野下草線視距不良改良工事に伴います支障電柱移転負担金を令和5年度に繰越ししてございます。その下段の事故繰越は、仮称下草橋下部工工事負担金の令和3年度繰越分の一部につきまして、国の工事が繰越しによりまして、令和5年度へ繰越したものでございます。

続きまして、2項3目橋りょう維持費でございます。

10節は、悟溪寺橋照明灯、樵橋高欄の修繕に要しました費用。

14節は、繰越明許費としまして、令和3年度からの繰越しでございます山津沢橋橋梁補修工事に要しました費用でございます。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節は、町道熊谷小野線ほか16路線におきまして実施しました路面カラー舗装、グリーンベルトを含みます区画線等設置工事、防護柵工事及び車道分離標設置工事に要しました費用。

15節は、カーブミラーやガードレールなど、交通安全施設、資材購入に要しました費用でございます。

説明書につきましては、104ページをお願いいたします。

続きまして、3項1目河川費でございます。

7節は、準用河川支障木伐採などの補助作業に要しました費用。

10節は、鶴巣地区樵排水樋管及び西川排水樋管に係ります電気代等に要しました費用のほか、油漏れ吸着マット等に要しました費用でございます。

12節は、吉田川と善川が合流します箇所がございます吉田川河川公園内の除草業務、樵、西川両排水樋管の操作管理業務、準用河川湯名沢川ほか1河川の支障木伐採業務のほか、遊水池対策事業の舞野地区排水路整備に係ります測量設計業務などに要しました費用でございます。

14節は、準用河川山田川ほか3河川の堆積土砂撤去工事及び遊水地対策事業の遊水地内農作業道舗装工事の前払金に要しました費用でございます。その下段の事故繰越は、遊水池内農作業道舗装工事につきまして、令和5年度へ繰越ししてございます。

決算書169、170ページをお願いいたします。

17節は、河川愛護会へ貸出用斜面对応除草機械1台の購入に要しました費用。

18節は、大和町河川愛護会の補助に要しました費用でございます。実施状況につきましては、説明資料104ページ中段に記載しておりますが、6河川16地区、作業延べ人数514名の方々から河川愛護活動に参加いただいたものでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

1節及び8節につきましては、都市計画審議会を1回開催した際の審議会委員の報酬及び費用弁償に要しました費用、10節の消耗品費は、参考図書などの購入及び印刷用ロール紙の購入費でございます。食糧費は、都市計画審議会でのお茶代に要しました費用でございます。

12節は、もみじヶ丘団地が対象の大規模盛土造成第2次スクリーニング計画策定業務、武道館前の八幡緑地に係ります都市緑区域変更業務、市街化区域の次期編入を目指すための市街化区域編入要望地区箇所の図書作成業務及び都市計画道路吉田落合線の現状交通量把握のための交通量調査業務に要した費用のほか、下段の繰越明許費は、都市計画マスタープラン策定業務、吉岡西部地区に係ります用途地域変更及び地区計画策定業務につきまして、令和5年度へ繰越ししてございます。

18節は、全国街路事業促進協議会への負担金、24節は、都市整備基金への積立てでございます。

決算書171、172ページをお願いいたします。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

23節につきましては、下水道事業会計の出資金、27節は、下水道事業会計の繰出金でございます。

続きまして、4項3目公園費でございます。

説明書につきましては、105ページをお願いいたします。

公園緑地及び緑道などの維持管理に要しました費用でございます。

10節は、公園などの園路等の電気料、上下水道料金のほか、遊具及び園路等、並びに遊歩道補装具などの修繕に要しました費用、11節は、公園トイレ、あずまや等の火災保険などのほか、吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料に要しました費用でございます。

12節は、都市公園の指定管理委託料及び緑道等の管理委託料、吉岡東公園を含みます4公園などの地元への管理委託料、並びに公園緑地等がございます遊具等の点検、テクノヒルズ残置森林支障木伐採業務、もみじヶ丘3号公園樹木剪定業務等に要しました費用でございます。

14節は、古館緑地に子供対策の遊具といたしまして、滑り台遊具設置工事のほか、若葉公園園路灯設置工事に要しました費用でございます。

18節の負担金は、繰越明許費としまして、大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計の公共物管理者負担金を令和5年度に繰越ししてございます。

続きまして、4項4目土地区画整理費でございます。

10節の消耗品費はコピー料金、食糧費は土地区画整理事業世話人会及び地権者説明会開催時のお茶代に要しました費用、11節は、土地区画整理事業世話人会及び地権者説明会開催等に伴います切手代に要しました費用でございます。

12節につきましては、令和2年度から令和4年度まで債務負担行為として行っております吉岡西部地区市街化区域編入及び認可図書作成業務のほか、都市計画道路北四番町大衡線側道等整備に伴います測量設計業務の前払金に要しました費用、その下段の繰越明許費は、都市計画道路北四番丁駅大衡線側道整備の測量設計業務を令和5年で繰越ししてございます。

27節は、大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計の繰出金でございます。

決算書173、174ページをお願いいたします。

続きまして、4項5目街路事業費でございます。

10節の消耗品費は、コピー料金などに要しました費用、11節は、土地購入契約に係る印紙代に要しました費用、12節の繰越明許費は、令和3年度からの繰越しでございます都市計画道路吉田落合線改良工事に伴います用地測量業務、下段の事故繰越は、土地購入に係ります土地分筆登記料を令和5年度に繰越ししております。

14節の繰越明許費は、令和3年度からの繰越しであります都市計画道路吉田落合線

改良工事、その下段の繰越明許費は、令和4年度分都市計画道路吉田落合線改良工事を令和5年度に繰越ししてございます。

16節は、都市計画道路吉田落合線改良工事に伴います地権者8名、対象面積734.34平米の土地購入に要しました費用でございまして、令和4年度現年分といたしましては、地権者1名の土地購入の前払金の一部に要しました費用でございます。下段の繰越明許費は、令和3年度からの繰越しであります7名の土地購入費及び1名の前払金の一部に要した費用、その下段の繰越明許費は、1名の土地購入費を令和5年度へ繰越ししてございます。

18節の負担金は、繰越明許費としまして、令和3年度からの繰越しでございます宮城県が実施してございます都市計画道路北四番丁大衡線整備事業の負担金に要しました費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

町営住宅、中層住宅140戸、木造住宅17戸、合わせまして157戸及び吉田、鶴巣、落合、宮床地区の子育て支援住宅の維持管理に要しました費用でございます。

説明書につきましては、106ページをお願いします。

7節につきましては、子育て支援住宅敷地の除草作業等に要しました費用。

10節の消耗品費は、事務用品、消火器交換、図書購入等に要しました費用、光熱水費は子育て支援住宅敷地内照明と鶴巣子育て支援住宅公園の上下水道代に要します費用、その下段となります繰越明許費は、町営西原第一住宅1号棟給排水管等更新工事に伴い、入居者に空き住戸を仮住まいとして利用していただくための、ガス、水道、電気料金につきまして、工事が令和5年度へ繰越しすることになりましたことから、ガス、水道、電気料に要します費用を令和5年へ繰越ししてございます。修繕料は、町営住宅の電気設備、給排水設備等の修繕のほか、町営住宅、子育て支援住宅の住戸明渡しに伴う修繕等に要しました費用でございます。

決算書175、176ページをお願いします。

11節の通信運搬費は、入居者への収入申告等への返信用切手代、手数料は町営住宅受水槽の水質検査手数料及び町営住宅子育て支援住宅ハウスクリーニング代等に要しました費用、下段の繰越明許費は、西原第一住宅1号棟給排水管等更新工事、仮住まいに伴いますハウスクリーニング代及び水道開栓手数料を、令和5年度へ繰越ししてございます。火災保険料保険料は、町営住宅、子育て支援住宅に係ります火災保険料等に要しました費用でございます。

12節は、町営住宅に係ります消防設備保守点検、給水施設保守点検、遊戯施設点検、

町営住宅敷地内除草等管理業務及び子育て支援住宅除雪等業務に要した費用のほか、国土交通省補助事業の西原第一住宅2、3号棟給排水管等更新実施設計業務に要しました費用でございます。

13節は、西原第一住宅1号棟給排水管等更新工事、仮住まいに係りますテレビ受信料につきまして、令和5年度へ繰越してございます。

14節の維持管理工事につきましては、西原第4住宅の1戸の解体工事、蔵下住宅2号棟階段改修工事に要しました費用のほか、国土交通省補助事業といたしましては、西原第一住宅1号棟給排水管等更新工事の前払金に要しました費用でございます。下段の繰越明許費は、西原第一住宅1号棟給排水管等更新工事を令和5年度へ繰越しております。

15節は、子育て支援住宅敷地内、区画道路等対応への融雪剤購入に要しました費用、17節は、西原第一住宅1号棟給排水管更新工事、仮住まいに対します風呂、洗濯機、テレビ、小型給湯器など、生活用備品購入に要しました費用でございます。

18節は、防火管理者講習2名分の受講に要しました費用でございます。

続きまして、5項2目子育て支援住宅建設事業費でございます。

10節は、コピー料金及び水道メーター材料代などに要しました費用。

11節は、入居者募集の広告掲載料、吉田宮床地区住宅建築確認検査手数料、給水工事審査手数料に要した費用下段の繰越明許費は、令和3年度からの繰越分といたしまして、吉田宮床地区住宅建築確認申請手数料に要した費用でございます。

12節は、吉田地区の建築工事施工管理業務に要した費用、その下段の繰越明許費は、令和3年度からの繰越分といたしまして、吉田宮床地区子育て支援住宅建築実施設計業務に要しました費用でございます。その下段の事故繰越は、宮床地区建築工事施工管理業務につきまして、令和5年度へ繰越しております。

決算書177、178ページをお願いいたします。

説明書につきましては、107ページをお願いします。

14節は、吉田地区子育て支援住宅建築工事、外構工事、宮床地区子育て支援住宅外構工事に要しました費用のほか、宮床地区子育て支援住宅、建築工事の前払金に要した費用でございます。下段の事故繰越は、宮床地区子育て支援住宅建築工事を令和5年度へ繰越しております。

16節は、吉田地区、宮床地区の子育て支援住宅の水道料加入金に係ります費用及び吉田地区テレビ共同受信施設組合加入金に要しました費用でございます。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後 3 時10分とします。

午後 2 時 5 6 分 休 憩

午後 3 時 9 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

それでは休憩前に引き続きよろしくお願ひいたします。

決算書177、178ページをお願ひいたします。

8 款消防費につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防施設、設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要しました経費となります。

主要な施策の成果の説明書は、108ページになりますので、よろしくお願ひします。

初めに、1 項 1 目常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、2 目非常備消防費につきましては、消防団498人に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用となります。

1 節、8 節は、消防団員の報酬及び費用弁償になります。

7 節は、団長表彰、21人分の記念品、バッジ代でございます。

10節消耗品は、消防団員活動用安全靴、活動用資材のほか、印刷製本費は防災ハザードマップ概要版、火災予防啓発用の火の用心ミニポスター作成に要した費用でございます。

13節は、令和 4 年度に導入いたしました消防団管理システム使用料と、火災の際、小型ポンプ搬送用車両借上げ代でございます。

17節は、新任団員の活動服一式の購入に要した費用でございます。

18節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金、県消防協会会費、同協会黒川地区支部負担金、消防団員福祉共済掛金及び町婦人防火クラブ連合会への事業費補助を行ったものでございます。

続きまして、3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理、整備に要した費用になります。

10節消耗品といたしまして、消防水利用看板のほか、燃料費は小型動力ポンプ、軽積載車等の燃料代、光熱水費はポンプ電気料のほか、修繕料は防火水槽の修繕、分団配備の経営積載車の車検代など、消防等設備の維持管理に要した費用でございます。

決算書179、180ページをお願いいたします。

11節は、小型動力ポンプ付軽積載車、ポンプ車の車検手数料、自動車損害保険料等でございます。

12節は、小野地区、落合地区の2か所の防火水槽内の土砂撤去委託、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理に要した費用でございます。

13節は、消防自動車車庫用地の借上料でございます。

14節は4か所の防火水槽修繕工事に要した費用でございます。

17節は、昭和63年度に配備したポンプ積載車、こちらが経年劣化も進んだことにより、更新、購入をいたしました。また、各分団に配備する小型動力ポンプ8台を購入したものでございます。

18節は、消火栓376基の維持管理に要した経費分を負担金として、そして消防団デジタル簡易無線機電波利用料でございます。

26節は、小型動力ポンプ付軽積載車5台、ポンプ車1台及びポンプ車両3台分の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費は、水防団員に対する費用弁償、水防活動用資材、資機材の購入等に要した費用となります。

1節及び8節は、水防団員に対する報酬、費用弁償でございます。

10節は、水防活動用の長靴、レインスーツ、各種資機材の購入及び水防倉庫の電気料でございます。食糧費は総合水防演習時の弁当代でございます。

11節は、携帯電話の電話料、15節は、土のう用山砂購入に要した費用でございます。

続きまして、5目災害対策費は、防災備蓄用品の購入等に要した経費となります。

決算書181ページ、182ページをお願いいたします。

7節は、町自主防災組織連絡協議会、研修会の講師謝金でございます。

10節は、防災備蓄用非常食などの購入、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る消毒液のほか、感染対策用品等の購入に要した費用のほか、新型コロナウイルス感染症自宅療養者、食料品、日用品の支援事業として230世帯、784人分の支援物資、141万円を購入いたしております。

11節は、衛星携帯電話等の通信料、震度計情報等回線使用料、防災用Wi-Fiの月額費用等でございます。

12節は、我が町ハザードマップ運用保守、木造住宅耐震診断助成事業業務の委託費でございます。

18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金、2級陸上特殊無線技士養成講習会受講負担金のほか、危険ブロック塀除去事業、3件の方に補助金を交付いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長（遠藤秀一君）

続きまして教育費につきまして、ご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書は、110ページから114ページになりますので、併せてご参照お願いいたします。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回と臨時会2回を開催したものでございます。

1節は、教育委員4名の報酬でございます。

8節は、同じく費用弁償でございます。

9節は、教育長の交際費でございます。

10節は、参考図書代などでございます。

13節は、高速道路の通行料でございます。

18節は仙台及び黒川管内の教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費でございます。

主要な成果に関する説明書は、110ページから111ページとなります。

事務局の運営、確かな学びプロジェクト、土曜学習まほろば塾、教育相談員配置事業、夢と希望を語る会、外国語指導助手配置事業、学校ICT環境整備事業、子どもの心のケアハウス運営事業及び各種団体に対しての負担金や補助金等に要した費用でございます。

1節は、教育支援員2名及びいじめ問題対策連絡協議会委員、183ページ184ページをお願いいたします。及び同対策委員、パートタイム会計年度任用職員である教育相

談員 2 名、子供の心のケアハウス職員 5 名の報酬でございます。

3 節及び 4 節は会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心のケアハウス職員等の期末手当と社会保険料等でございます。

7 節の報償金は夢と希望を語る会の講師謝礼、賞賜金は教育論文応募者への図書カード代でございます。

8 節は、費用弁償といたしまして、教育支援委員会委員 13 名及びいじめ問題対策連絡協議会委員等 9 名、普通旅費は就学時健診の際の旅費、通勤手当は会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心のケアハウス職員に対するものでございます。

10 節は、消耗品といたしまして事務用品、コピー代、参考図書、消毒用アルコール及びハンドソープ代などでございます。燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は就学時健康診断の際の従事者の弁当代、印刷製本費は大和町の学校教育及び家庭教育の手引などの印刷に要したものでございます。光熱水費は子どもの心のケアハウスの運用に係るものでございます。

185、186 ページをお願いいたします。

修繕料は、各小学校用 1 人 1 台タブレット端末の修繕等に要した経費でございます。

11 節は、通信運搬料といたしまして電話料、郵便料金、手数料といたしまして学校支援員システム導入及び学校機密文書廃棄処理料、自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料は学習用タブレットの保険料に要したものでございます。

12 節は、小・中学校標準学力調査事業、外国語指導助手派遣事業、教育用コンピューター等保守点検業務、土曜まほろば学習塾事業及び心のプロジェクト、夢線事業等の委託事業に要したものでございます。

13 節機械借上料は、学校職員用コンピューター、デジタル教科書、ネットワークセキュリティ機器、オンラインドリル及び子どもの心のケアハウスに係るノートパソコン、プリンター等に係るものでございます。車借上料はケアハウスの公用車の公用車借上料、有料等の通行料は職員研修の際の高速道路使用料でございます。

17 節は、小・中学校学校情報機器購入代といたしまして、普通教室用大型モニター 7 台及び小・中学校加配職員用のパソコン 5 台の購入に要した経費でございます。

18 節は、富谷黒川地区中体連盟ほか 3 団体に対する負担金でございます。

24 節は、学校校舎建設基金及び校舎学校教育振興基金への積立てを行ったものでございます。

次に、2 項小学校費 1 目学校管理費でございます。

成果に関する説明書は、111 ページとなります。

こちらにつきましては、小学校6校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理用備品等の購入に要した費用でございます。

1節は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節の報償金は、事務補助員、体育館巡視員、民間教育サポーター及び樹木剪定に係るもの、賞賜金は運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。

10節は、小学校における事務用品、コピー代などの消耗品、ガス、灯油代、草刈り、混合ガソリン代などの燃料費、来客用お茶代などの食糧費、卒業証書、封筒印刷などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。

187ページ、188ページをお願いいたします。

11節は、電話、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬料、ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料、建物火災保険料、体育館巡視員に係ります損害保険料、施設賠償の保険料でございます。

12節は、児童教職員の健康診断、学校用務員、嘉太神校舎管理業務などの業務委託料、施設備品管理委託料は小学校警備に要したものでございます。

13節は、鶴巣小学校進入路に係る土地借上料、印刷機借上料、民間教育等における児童輸送のための車借上料、テレビ聴取料、清掃用具の借上げ料でございます。

17節は、机及び椅子等の学校管理用品、備品の購入代でございます。

18節は、学校管理下におきます児童の災害共済負担金、日本スポーツ振興センター及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費でございます。

主要な成果に関する説明書は、111ページから122ページとなります。

こちらにつきましては小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校地域共学推進事業、児童就学援助等扶助事業、魅力ある図書館づくり事業、遠距離通学費交付金事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、学校図書支援員配置事業に要した費用でございます。

1節は、パートタイム会計年度任用職員、学習支援員18名及び学校図書支援員6名等の報酬でございます。

3節及び4節は、会計年度任用職員であります学習支援員及び学校図書支援員の期末手当と社会保険料でございます。

7節は、スクールソーシャルワーカー2名の報償金でございます。

8節は、同じくスクールソーシャルワーカーの費用弁償、会計年度任用職員の学習支援員及び学校学校図書支援員の通勤手当でございます。

10節は、学校行事用品及び教材等の消耗品購入でございます。

189ページ、190ページをお願いいたします。

11節は、不要薬剤廃棄処分手数料、スクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。

13節は、まほろばホールで開催された、たいわっ子芸術文化事業として、落語鑑賞のためのバス借上げ料でございます。

17節は、学校教材備品等の整備及び魅力ある図書館づくり事業としての学校図書の購入に要した費用でございます。

18節は、学校地域共学推進事業として、各小学校への交付金及び遠距離通学対策として、22名の対象児童保護者への通学費用の交付金を交付したものでございます。

19節は、要保護2名、準要保護76名及び特別支援教育就学児童35名に対しまして、教材費や医療費等の援助及び令和4年4月に入学する児童5名に対して入学前支給を年度内に行ったものでございます。

続きまして、3目施設整備費でございます。

主要な成果に関する説明書は、122ページでございます。

施設の整備や修繕費、施設整備の保守点検等に要した費用でございます。

10節は、校庭用山砂等の消耗品及び校舎の小破修繕料でございます。

11節は、廃棄物収集運搬処理の手数料でございます。

12節の業務委託は難波校舎維持管理業務及び各小学校の非構造部材の部材耐震調査業務及び鶴巣、落合小学校の樹木剪定業務等に要したものでございます。施設備品管理委託料は、学校設備保守点検等の業務に要したものでございます。

13節は、各小学校のAEDの借上料でございます。

14節は、令和4年3月16日の福島沖地震で、各小学校の修繕工事でございます。そのほか、宮床小学校の天井修繕及び遊具修繕工事、吉田小学校につきましてはトイレ洋式化工事、屋上防水シート工事、鶴巣小学校につきましては、校舎雨漏修繕工事及び屋外非常階段修繕工事、落合小学校のプールとか修繕工事、小野小学校の消火設備修繕工事及び外周フェンス等修繕工事等に要したものでございます。

次に、4目小学校建設費でございます。

主要な成果に関する説明書は、112ページでございます。

吉岡小学校改築事業に要した費用でございます。

7節は、吉岡小学校改築検討委員会委員3名の報償金でございます。

10節は、事務用品、コピー代などの消耗品費でございます。

191ページ、192ページをお願いいたします。

11節は、吉岡小学校の仮設校舎の建築確認のための県収入証紙代でございます。また、改築のための建築確認申請のための県収入証紙代は翌年度へ明許繰越を行ったものでございます。

12節の業務委託につきましては、吉岡小仮設校舎への警備設備の移設、冷蔵庫移設、移設、電話回線移設、電算ネットワーク環境業務等移設、引っ越し業務等に要した業務委託料でございます。また、測量設計、施工監理委託につきましては仮設校舎施工管理及び明許繰越費2,233万5,000円は、令和3年度校舎改築実施設計に要したものでございます。

13節は、吉岡小学校仮設校舎借上料でございます。

14節は、吉岡小の教職員の臨時の駐車場の整備工事に要したものでございます。また、解体工事につきましては、前払金相当分を令和5年度へ繰越措置を行ったところでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。

成果に関する説明書は、113ページでございます。

中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断学校管理用品の学校管理用備品の購入に要した費用でございます。

1節は、学校医及び薬剤師及びパートタイム会計年度任用職員である大和中学校業務員1名の報酬でございます。

3節及び4節は、会計年度職員の期末手当と社会保険料等でございます。

7節の報償金は、大和中の事務補助員1名、スクールバス回転場安全巡視員及び宮床中の体育館巡視員1名に係るものでございます。

193ページ、194ページをお願いいたします。

賞賜金は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

8節は、学校業務員の事務連絡時の旅費でございます。

10節は、中学校における事務用品、コピー代、感染症予防アルコール代などの消耗品、ガス、灯油、草刈機混合ガソリンなどの燃料代、来客用お茶代などの食糧費、卒業証書などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕に要したものでございます。

11節は、電話料、郵便料金及びインターネット回線利用料の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律、カーテン等クリーニングの手数料、火災保険料、そして施設賠償の保険料でございます。

12節は、業務委託でございます。生徒・教職員の健康診断、学校用業務員、スクー

ルバス運行でございます。施設備品管理委託、学校警備に要したものでございます。

13節は、大和中学校スクールバス転回場に係る土地借上料、印刷機借上げ料、中総体や駅伝大会と学校教育における車借上料及びテレビ聴取料、清掃用具の借上料でございます。

17節は、学校管理用品といたしまして、机、椅子、放送設備等を購入したものでございます。

18節は、学校管理下における生徒の災害共済負担金、日本スポーツ振興センターへの負担金及び富谷黒川地区学校保健会等ほか3団体への負担金でございます。補助金は、大和中学校から全国大会へ水泳で個人女子1名、東北大会へは水泳で女子個人1名、野球部、柔道部の個人男子、それとあと吹奏楽部が東北大会のほうに、また、宮床中学校からは全国大会へ卓球個人女子、東北大会へはソフトテニス女子の団体及び個人、卓球女子団体及び個人が出場しており、補助金を支出しておるところでございます。

次に、2目教育振興費でございます。

主要な成果に関する説明書は、113ページとなります。

中学校における教材備品の整備、学校地域教育推進事業、就学援助事業魅力ある図書館づくり事業に要した費用でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員である学習支援員4名及び学校図書支援員2名の報酬でございます。

3節及び4節、195ページ、196ページをお開き願います。

3節、4節、8節につきましては、会計年度任用職員の学習支援員及び学校図書支援員の期末手当、社会保険料等及び通勤手当でございます。

10節は、学校行事用品及び教材等に要したものでございます。

11節の通信運搬料は、電話料金でございます。

13節は、まほろばホールでのたいわっ子芸術鑑賞の際のバス借上げ料でございます。

17節は、学校教材備品の整備、魅力ある図書館づくり整備事業として図書購入に要した費用でございます。

18節は、学校地域教育推進事業として、各中学校2校へ交付金として支出したものでございます。

19節は、要保護児童2名、準要保護児童55名及び特別支援教育就学生徒17名に対する教材費や医療費等の援助及び令和4年4月に入学する生徒9名に対して、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

続きまして、3目施設整備費でございます。

主要な成果に関する説明書は、114ページとなります。

施設の整備や修繕、施設整備の保守点検に要した費用でございます。

10節は、消耗品費として、学校用管理用の砂等を購入したものでございます。修繕料は校舎の修繕に要したものでございます。

11節は、廃棄物収集運搬処理及び大和中光電話切替えの手数料でございます。

12節は、業務委託料は、大和中の非構造部材の耐震調査業務及び宮床中支障木の伐採処理の業務委託でございます。施設備品管理委託は、学校設備保守点検等の業務に要したものでございます。

13節は、各中学校のAEDの借上料でございます。

14節は、各中学校の街灯修繕工事等でございます。そのほか大和中学校の貯水槽設備修繕工事、防火扉の修繕工事、宮床中学校につきましては、屋内運動場の屋根修繕、改修工事及び外壁補修工事、法面修繕工事に要したものでございます。事故繰越につきましては、宮床中学校南校舎昇降口地盤沈下補修工事104万5,000円でございますけれども、これ補修範囲が当初壊れている箇所、開削工事でした結果、下地が砂地ということもありまして、思ったよりも当初想定したよりも補修範囲が広がったということで、やむを得なく事故繰越を行ったものでございます。申し訳ございませんでした。

続きまして、197、198ページをお願いいたします。

こちらにつきましても事故繰越でございますけれども、こちらは令和3年度からの事故繰越81万4,000円でございます。令和4年3月16日発生の福島県沖地震で被災しました大和中学校飲料水の高架水槽の漏水補修工事、年度内に完了ということで3月末には終わる見込みでありましたが、部品の調達が間に合わず、令和4年4月29日の完成となったものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費につきまして、ご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては、114ページから119ページをご参照願います。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学の開校のほか、家庭教育事業、青少年教育事業、成人教育事業として、子育て講座やジュニアリーダー育成、共同教育の推進、原阿佐緒賞の実施、また、学び支援コーディネーター等配置事業により、放課後自習教室などを行ったものでございます。

1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬、パートタイム会計年度任用職員は、学び支援コーディネーターに係ります報酬でございます。

3節、4節につきましては、会計年度任用職員の学び支援コーディネーターに係ります期末手当、社会保険料、共済組合負担金でございます。

7節でございます。報償金につきましては、まほろば大学開講式での記念講演や、家庭教育事業、青少年教育事業等に係ります講師謝金、放課後自習教室の学び支援員謝金等でございます。賞賜金につきましては、第23回を迎えました原阿佐緒賞での受賞にかかりますブロンズ代などでございます。

8節につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。特別旅費につきましては、家庭教育事業での遊び場道場、成人教育事業での短歌教室の講師旅費など、会計年度任用職員通勤手当は、学び支援コーディネーターにかかるものでございます。

199ページ、200ページをお願いいたします。

10節でございます。消耗品費につきましては、各事業実施に伴う事務用品、コピー代等でございます。燃料費につきましては、公用車2台のガソリン代などでございます。食糧費につきましては、会議や各種事業でのお茶代でございます。印刷製本費は、まほろば大学の募集案内や、文化講演会のチラシ、共同教育ニュース、共同教育カレンダー、原阿佐緒賞作品集等の印刷代でございます。光熱水費は、民族談話室の電気料水道料でございます。修繕料は、民俗談話室の手洗いと網戸の修繕を行ったものでございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業の連絡等に要する郵送料、広告料につきましては、月間短歌、現代短歌などの原阿佐緒賞の作品募集広告を掲載したものでございます。手数料は、公用車車検に伴う印紙代、公用車タイヤリサイクル料でございます。火災保険料につきましては町有財産に係るもの、自動車損害保険料は公用車2台に係るもの、保険料につきましては、各種事業に伴う傷害保険料でございます。

12節につきましては、宮床歴史の村の指定管理料、文化講演会講師派遣業務のほか、社会教育施設の管理業務委託料でございます。

13節でございます。土地借上料につきましては、民族談話室敷地借上げに伴うもの、

機械借上料につきましては、共同教育にかかる農機具の借上料、車借上料は原阿佐緒賞選考委員の送迎に係るもの、有料道路通行料は、仙台管内社会教育委員連絡協議会研修会などでの高速道路代、入場料は家庭教育サポートチーム研修の際の施設入館料でございます。

14節につきましては、宮床宝蔵外壁及び塀修繕、旧宮床伊達家住宅及び水屋修繕、原阿佐緒記念館玄関扉修繕、民族談話室外壁等修繕工事を行ったものでございます。

18節でございます。負担金につきましては、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民間への負担金、ジュニアリーダー研修の参加負担金でございます。補助金につきましては、健やかな子供を育む大和町民会議、ジュニアリーダー連絡協議会等への補助金でございます。

26節につきましては、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長村田昭子さん。

公民館長 （村田昭子君）

続きまして、2目公民館費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、119ページから123ページをご参照いたします。

公民館事業費としまして、公民館分館長会議や、青少年、成人女性、高齢者教育事業、芸術文化事業を実施いたしました。また、感染症対策を取りながら図書室の運営も行ったところでございます。

決算書は、199、200ページをお願いいたします。

1節につきましては、図書業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員4名分の報酬であります。

次に、201、202ページをお願いいたします。

3節と4節は、同じく図書業務パートタイム会計年度任用職員4名分の期末手当と社会保険料であります。

7節につきましては、報償金は、分館長報酬及び成人式における手話通訳、まほろば大学の各種教室、講座や資料作成に伴う講師謝礼、おはなし会協力者謝礼等であり、賞賜金は、成人式の記念品と記念写真代であります。

8節につきましては、分館長が会議へ出席した際の費用弁償と、図書業務パートタイム会計年度任用職員の通勤手当であります。

10節につきましては、図書購入費や成人式等の各種公民館事業での消耗品やパンフレット購入、公用車のガソリン、成人式協力者の昼食や冊子の印刷代、公用車の整備代であります。

11節につきましては、各種教室や講座の案内、会議開催通知、成人式の通知や記念品の送付等になります。また、電話料金、郵便料金、公用車の損害保険料等であります。

12節につきましては、町民文化祭に伴う舞台音響、照明の操作業務でございます。

13節につきましては、移動研修に伴うバス借上げ、有料道路通行料、図書システム機械等の借上げ料と図書管理システムソフト使用料であります。

次に、203、204ページをお願いいたします。

18節につきましては、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金、そして町婦人会連絡協議会、町連合青年団への補助金であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。

成果に関する説明書につきましては、124ページをご参照をお願いいたします。

文化財保護費では、文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、文化財巡りや郷土史講座の開催などを行っております。

1節につきましては、文化財保護委員4名の報酬、発掘調査に伴います作業員と、会計年度任用職員の報酬でございます。

4節につきましては、会計年度任用職員に係ります社会保険料でございます。

7節につきましては、信楽寺跡地などの史跡の草刈りや、郷土史講座講師等の謝金でございます。

8節でございます。費用弁償につきましては、文化財保護委員に係るもの、特別旅費は、郷土史講座講師に係ります特別旅費、通勤手当は会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、事務用品、コピー代、調査用品等でございます。燃料費は、発掘調査用発電機のガソリン代、食糧費は、文化財巡りの参加者昼食代、印刷製本費につきましては、写真プリント代でございます。光熱水費につきましては、信楽寺跡の電気料水道料でございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話料金、郵便料金でございます。手数料につきましては、信楽寺跡地の水道開栓手数料、保険料は、文化財巡りの参加者の傷害保険料でございます。

13節につきましては、発掘調査に係ります重機の機械借上料、車借上料は、文化財巡りでのバス借上げなど、有料道路通行料、入場料につきましても、文化財巡りに係るものでございます。

14節につきましては、県指定文化財鳥屋八幡古墳の文化財説明版を設置したものでございます。

18節負担金につきましては、全国民俗芸能振興市町村連盟の負担金、補助金につきましては、町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

それでは4目まほろばホールの管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、124ページから129ページをご参照願います。

主に、まほろばホールの施設設備と施設利用の管理、まほろばホール運営委員会や文化振興協会による事業を実施いたしました。

次に、決算書の205、206ページをお願いいたします。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬であります。まほろばホール窓口業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員2名の報酬であります。

3節と4節につきましては、同じく窓口業務パートタイム会計年度任用職員2名分の期末手当と社会保険料であります。

8節につきましては、まほろばホール運営委員が会議へ出席した際の費用弁償と、窓口業務パートタイム会計年度任用職員2名分の通勤手当であります。

10節につきましては、各種消耗品、電気、水道、ガス、公用車のガソリン、冷暖房用灯油の光熱水や施設、小破修繕等の費用であります。

11節につきましては、電話料金、郵便料金、火災保険料、公用車の損害保険料等があります。

12節につきましては、舞台設備操作、総合管理、休日窓口業務に係る委託料であります。

13節につきましては、AED借上料、施設予約システム賃貸借料等があります。

次に、207、208ページをお願いいたします。

14節工事請負費につきましては、調光盤照明改修工事、屋内照明LED更新工事、街灯更新修繕工事等の費用でございます。

17節につきましては、大ホール音響設備の更新購入工事、CDレコーダープレーヤーの購入費用であります。

18節につきましては、全国公立施設文化協議会等の負担金と、町文化振興協会運営事業費の補助金であります。

26節につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、129ページ、130ページをご参照願います。

教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要したものでございます。

7節につきましては、各教育ふれあいセンターの体育館巡視員の報償金でございます。

10節でございます。消耗品費は施設の維持管理用品、燃料費は草刈機の燃料代、光熱水費は施設の電気料、水道料、修繕料は各施設の小破修繕でございます。

11節手数料につきましては、水質検査の手数料及び落合教育ふれあいセンターの蜂の巣駆除に係ります手数料、火災保険料は3施設に係る火災保険料、保険料につきましては、施設賠償保険料でございます。

12節でございます。業務委託料につきましては、業務員委託や敷地除草業務等委託、除雪業務などがございます。施設備品管理委託につきましては、施設警備委託、施設維持管理におきます設備等の保守点検委託を行ったものでございます。

13節でございます。機械借上料はAEDの借上げ、テレビ聴取料は各センターに係るもの、清掃用具借上料はモップの借上げに係るものでございます。

14節でございます。

209ページ、210ページをお開き願います。

工事請負費は、各教育ふれあいセンターの防犯カメラ交換設置工事、吉田教育ふれあいセンターの体育館照明器具修繕工事、体育館外壁修繕工事、グラウンドフェンス設置工事、鶴巣教育ふれあいセンターの火災受信機交換設置工事、駐車場区画線工事、調理室天井壁補修工事などを実施したものでございます。

17節でございます。庁用器具費は、落合教育ふれあいセンターのグラウンド用ベンチ8基と、ブルーヒーター3台を購入いたしましたものでございます。

18節につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

続きまして、6目森の学び舎活動費でございます。

森の学び舎の管理運営に要した経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、130ページとなります。

10節は、清掃用品等の消耗品と電気及び水道料金等の光熱水費でございます。

11節は、水道の開栓手数料及び火災保険料でございます。

12節は、施設の清掃等の管理委託に要したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては、130ページから133ページをご参照お願いいたします。

保健体育総務費は、スポーツ推進のための審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞顕彰、スポーツ支援奨励金、スポーツ施設の維持管理、教室、大会等の開催に要したものでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬と、スポーツ推進委員15名分の報酬でございます。

3節につきましては、七ツ森ハーフマラソン大会開催に伴い、当日の運営に従事した職員の時間外勤務手当、管理職員の特別勤務手当でございます。

7節でございます。賞賜金は、スポーツ賞個人8名、団体4団体の顕彰に係りますブロンズ等の経費及びスポーツ支援奨励金を個人45名、団体3団体に交付いたしましたものでございます。

8節につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員の費用弁償でございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、事務用品やコピー代でございます。

211ページ、212ページをお願いいたします。

燃料費は、公用車のガソリン代、修繕料は、公用車の車検整備代でございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては郵便代、手数料は公用車車検に伴う印紙代、火災保険料は各体育施設に係るものでございます。自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料はスポーツ推進員の傷害保険料でございます。

12節業務委託料につきましては、体育施設指定管理委託料及び大和町スポーツフェア業務、繰越明許費での測量設計施工管理委託につきましては、大和町総合体育館屋根防水シート改修工事に係ります実施設計業務でございます。

13節につきましては、スポーツ担当者研究協議会参加の際の有料道路通行料でございます。

14節につきましては、総合体育館屋根防水シート改修工事、総合体育館天井パネル修繕工事、総合体育館入口看板設置工事、武道館、内壁等修繕工事を行ったものでございます。

18節でございます。負担金につきましては、昨年開催いたしました七ツ森ハーフマラソン大会開催に伴う負担金、また、県及び仙台管内のスポーツ推進協議会負担金でございます。補助金につきましては、町スポーツ協会とスポーツ少年団への補助金で

ございます。

26節は、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、133ページをご参照お願いいたします。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内の5か所のレクリエーション広場の管理用に要したものでございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、グラウンド用の砂代でございます。光熱水費は、各広場の電気料、水道料でございます。修繕料につきましては、宮床レクリエーション広場のトイレ修繕、手洗場配管修繕、鶴巢山田レクリエーション広場の水道蛇口修繕、トイレ鍵修繕でございます。

11節につきましては、各広場の水道管開栓手数料、宮床レクリエーション広場の蜂の巣駆除の手数料でございます。

12節につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。

213ページ、214ページをお願いいたします。

3目自転車競技場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き133ページをご参照願います。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行っているものでございます。

12節につきましては、管理運営業務を体育施設指定管理者へ委託しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長（遠藤秀一君）

続きまして、4目学校給食センター費でございます。

学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

主要な施策に関する説明書は、133ページとなります。

1節は、学校給食運営審議会委員6名の報酬、パートタイム会計年度任用職員である業務員1名の報酬でございます。

3節及び4節は、同じく会計年度任用職員である業務員の期末手当社会保険料でございます。

8節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償及び業務員の通勤手当でございます。

10節は、給食センター施設の運営に要した消耗品、燃料費、食糧費、光熱水費、施設、設備の修繕料及び給食の賄い材料購入費でございます。

11節は、通信運搬費として、電話代、切手代でございます。

213ページ、214ページをお願いいたします。

手数料といたしまして、給食センター及び職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器保守点検手数料、建物火災保険料、公用車損害保険料でございます。

12節の業務委託は、学校給食調理業務委託、可燃物処理業務委託など、施設備品管理業務は、自家用電気工作物保守点検及び警備業務委託でございます。

13節は高圧食器・食缶洗浄機、牛乳保冷库等の機械借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料、システム借上料は栄養価計算システムの賃借賃貸料でございます。

17節は、コンテナ、食缶、スポットエアコン、乾燥機等の備品を購入したものでございます。

18節は、学校給食栄養士会及び黒川地区危険物安全協会等への負担金でございます。教育費につきましては、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

成果に関する説明書は、134ページでございます。

14節は、令和4年3月16日に発生しました福島県沖地震及び令和4年7月の大雨により被災した農業用施設の災害復旧に要したものでございます。

18節補助金も福島県沖地震等により被災した農地農業用施設等の災害復旧において、事業費が40万円以上で、国の災害復旧での採択が困難な事業などの単独農業用施設等災害復旧補助金、40万円未満の小災害復旧事業補助金として、被災の方を支援したものでございます。なお、当該補助は、多くの災害復旧工事が発注され、現場代理人等の技術者不足のため、一部を繰越明許してございます。

次に、2目林業施設災害復旧費でございます。

14節は、福島県沖地震等で被災しました林道高倉線等の林道施設の災害復旧を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

同じく2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

決算書217、218ページをお願いいたします。

説明書につきましては、134、135ページとなります。

道路橋りょう災害復旧費につきましては、令和4年3月16日に発生しました、福島県沖を震源といたします地震及び令和4年7月13日から17日にかけての豪雨により、被災した町道の災害復旧に要しました費用でございます。

10節は、注意喚起用バリケード、カラーコーン購入のほか、コピー料金等に要しました費用、12節は、町道蒜袋相川線ほか7路線の土砂撤去等業務のほか、町道大崎三ノ関線ほか3路線の補助災害復旧事業申請のための、災害復旧測量及び設計業務に要しました費用でございます。

14節の単独災害復旧事業は、町道舞野下草線ほか20路線の災害復旧工事、補助災害復旧事業では、町道大崎三ノ関線ほか2路線の災害復旧工事及び町道松坂北沢線災害復旧工事の前払金に要した費用でございます。下段の繰越明許費は、単独災害復旧事業では、町道担原線ほか12路線、補助災害復旧事業では、町道松坂北沢線の災害復旧工事を令和5年度へ繰越してございます。

続きまして2項2目河川災害復旧費でございます。

河川災害復旧費は、令和4年7月13日から17日にかけての豪雨により被災した河川の災害復旧に要した費用でございます。

10節は、注意喚起用バリケードの購入のほか、コピー料金等に要した費用、12節は、準用河川山田川の補助災害復旧申請のための災害復旧測量及び設計業務等に要した費用でございます。

14節の単独災害復旧事業は、準用河川窪川災害復旧工事、補助災害復旧事業では、準用河川山田川災害復旧工事の前払金に要した費用でございます。その下段の繰越明許費は、単独災害復旧事業は、稲沢川ほか1河川の災害復旧工事、補助災害復旧

事業では、準用河川山田川の災害復旧工事を令和5年度へ繰越してございます。

続きまして、2項3目都市施設災害復旧費でございます。

都市施設災害復旧費につきましても、令和4年7月13日から17日にかけての豪雨により被災した都市施設の災害復旧に要しました費用でございます。

10節は、注意喚起用バリケードの購入のほか、コピー料金等に要した費用、12節は、八谷館緑地の補助災害復旧事業申請のための災害復旧測量及び設計業務に要しました費用でございます。

14節の補助災害復旧事業は、八谷館緑地災害復旧工事の前払金に要しました費用、その下段の繰越明許費は、単独災害復旧事業では、中峯防災調整池、白鳥公園ほか1公園、補助災害復旧事業では、八谷館緑地災害復旧工事を令和5年度へ繰越しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

次に3項1目、現年度単独災害復旧費でございます。

決算書につきましては、219ページ、220ページ、説明書につきましては135ページを参照願います。

こちらにつきましては、令和3年2月13日の福島県沖地震により被災し、その後、令和4年3月16日の地震により被害が拡大した庁舎外壁、内装等の復旧工事であります。

14節は役場庁舎外壁及び内装等の復旧工事であります。また、令和4年7月の大雨により、吉田教育ふれあいセンターの南側法面が一部崩落したための復旧工事費286万円でございます。

続きまして、11款公債費でございます。

説明書は136ページをご参照願います。

1項1目元金につきましては、借入先10機関への償還金でございます。

同じく2目利子につきましては、借入先9機関への利子の支払いに要した経費であります。

12款予備費につきましては、備考欄に記載しております5件の科目に対しまして、

合計143万4,000円を充用し、対応いたしましたものでございます。

以上、歳出合計、予算現額145億7,718万3,000円、支出済額132億6,025万5,053円です。

221ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額142億5,896万5,000円。 2. 支出総額132億6,025万5,000円。

3. 歳入歳出差引額9億9,871万円であります。

4の翌年度へ繰り越すべき財源は(2)の繰越明許費繰越額3億2,573万1,000円に、(3)の事故繰越繰越額1億2,690万7,000円の合計といたしまして、4億5,263万8,000円となりまして、5の実質収支額は5億4,607万2,000円となっております。

このうち6の地方自治法の規定に基づきまして、2分の1以上の額となる2億8,000万円を財政調整基金へ繰入れするものでございます。

5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました2億6,607万2,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後4時11分 延 会